

富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成24年4月13日

時 間：午前10時00分

大槻町北公民館

開 議 午前10時

出席議員（14名）

議長	宮本皓一君	1番	山本育男君
2番	早川恒久君	3番	遠藤一善君
4番	安藤正純君	5番	宇佐神幸一君
6番	渡辺光夫君	7番	渡辺英博君
8番	高野泰君	9番	黒沢英男君
10番	高橋実君	11番	渡辺三男君
12番	塚野芳美君	13番	三瓶一郎君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	遠藤勝也君
副町長	田中司郎君
教育長	庄野富士男君
会計管理者	遠藤博美君
参事兼総務課長	滝沢一美君
企画課長	横須賀幸一君
都市整備課長	郡山泰明君
産業振興課長兼農業委員会長 事務局長	三瓶保重君

参事官 健康福祉課 兼長	渡辺 清治	君
参事官 生活環境課 兼長	緑川 富男	君
税務課長	阿久津 守雄	君
教育総務課長	猪狩 隆君	
生涯学習課長	高野 善男	君
生活環境課 主幹 兼課長補佐	渡辺 弘道	君
環境大臣政務官	高山 智司	君
環境大臣政務官 秘書官	濱名 功太郎	君
水・大気局長	鷺坂 長美	君
除染担当審議官	関 莊一郎	君
廃棄物 リサイクル対策部 企画課長	坂川 勉	君
中間貯蔵施設 チ一ム長	藤塚 哲朗	君
対策地域内廃棄物 チ一ム課長補佐	岡山 俊直	君
指定廃棄物対策 チ一ム主査	根本 純一	君
福島除染推進 チ一ム長	森谷 賢君	
福島環境再生 事務所課長補佐	近藤 慎吾	君

職務のための出席者

事務局長	角政実
事務局庶務係長	原田徳仁

付議案件

- 1 中間貯蔵施設について
- 2 廃棄物処理について
- 3 富岡町議会特別委員会の設置（案）について
- 4 その他

開会 (午前10時00分)

○議長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、9番、黒沢英男君より遅参届が出ておりますので、ご報告申し上げます。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより全員協議会を開会いたします。出席議員は13名であります。

説明者のための出席者は町長、副町長、教育長、総務課長ほか管理職であります。

また、本日はお忙しい中、説明のため環境省より環境大臣政務官、高山智司さんほか9名の方々においていただいております。ここでまことに恐縮ではございますが、簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

高山政務官、お願いします。

○環境大臣政務官（高山智司君） おはようございます。環境省大臣政務官をしております衆議院議員の高山智司と申します。私、今回の除染、そして災害瓦れきの処理、そしてまたこの中間貯蔵施設の今省内の政府の責任者をさせていただいております。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

○水・大気局長（鷺坂長美君） 環境省の水・大気局長の鷺坂と申します。担当局長をさせていただいております。よろしくお願ひします。

○除染担当審議官（関 荘一郎君） 環境省で除染の担当審議官をやらせていただけております関と申します。よろしくお願ひいたします。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課長の坂川でございます。よろしくお願ひいたします。

○中間貯蔵施設チーム長（藤塚哲朗君） 環境省で中間貯蔵施設を担当してございます藤塚でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。後ほど説明方お願ひいたします。

次に、職務のための出席者は議会事務局長、同庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認め、公開にすることに決します。

暫時休議いたします。

休 議 （午前10時02分）

再 開 （午前10時03分）

○議長（宮本皓一君） 再開いたします。

ここで、災害対策本部長である町長よりあいさつを兼ねまして、全員協議会招集の事由を説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） 皆さん、おはようございます。皆様には朝早くからお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

本日の全員協議会の案件は、中間貯蔵施設について及び廃棄物処理についてであります。中間貯蔵施設等の問題につきましては、国は当初、双葉郡内で年間の積算放射線量が100ミリシーベルト以上の地域から1カ所を選ぶこととしておりましたが、実際には中間貯蔵庫を双葉、大熊、楢葉町の3町に分散設置、富岡町には災害廃棄物の受け入れ施設を要請しております。これら変更の経緯につきましては、国からの説明を受けることとしておりましたが、本町においては町議会議員選挙のため、3月に行なうことができませんでしたので、本日全員協議会を開催することとした次第であります。

なお、中間貯蔵施設の問題と賠償問題は、切り離せない問題でありますので、賠償問題について町の対応方針を一言ご説明申し上げます。先月文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、避難区域の見直しに伴い、帰宅困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に区分された賠償指針を公表いたしました。この中間指針を見る限り、区域の見直しにより財物に対する賠償に差が生じることは避けられない状況であります。町民は、現在損害賠償基準が示されないため生活設計を立てることは難しく、また財物に対する損害賠償に不公平感が残るようなことになれば、区域見直しはもとより、中間貯蔵施設等の設置に大きな障害となることは明白であります。町といたしましては、3区域に公平な賠償の取り扱いを強く要望しており、

公平な賠償が行わなければ区域見直しに応ずる考えは持っておりません。賠償問題について、町といたしましても強い態度で臨んでまいりたいと考えております。

本日の全員協議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、環境省より中間貯蔵施設等について説明があります。議会と執行機関が一丸となって、町の再生復興をなし遂げるためにも、議員各位と情報の共有を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方の貴重なご意見をお願い申し上げまして、あいさついたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、中間貯蔵施設についての件を議題といたします。

早速高山政務官に説明をお願いしますが、本町においては廃棄物処理の件を主に議論する必要があることから、本件については要点のみの説明をお願いしたいと思います。

それでは、環境大臣政務官、高山智司さんより説明を求めます。

○環境大臣政務官（高山智司君） それでは、まず私、高山のほうからこの中間貯蔵施設に関してご説明をさせていただきます。

資料といたしましては、お配りいたしましたこちらのちょっと厚い、30ページくらいありますか、資料1というやつ書いてございますが、この中に資料1と資料2と資料3と入っておりますが、資料1をごらんいただきながらお話をさせていただきたいと思います。

まず、これ中間貯蔵施設の件でございますけれども、そもそも今まで国は、この放射性廃棄物あるいは放射能の扱いに関して、原子力をずっと40年以上扱ってきたにもかかわらず、発電所の中のことに対しましては原子炉等規制法ということで炉規法と言われる法律で、いろいろ廃棄物のことに関しましても規定がございました。しかし、この発電所の外に出た放射性廃棄物に対して、瓦れきですとか、あるいは除染をどのように進めていくのか、きちんとした法律が今までありませんでした。そして、それを去年の8月26日に特措法ということができまして、今回それに基づきまして除染や災害瓦れきの処分、こういったものが進められているというの

が、まず今の現状でございます。

そうした現状の中、昨年の10月の終わり、10月29日に大変心苦しいことではございますが、大量の除染を必要とする、そして大量の、微量ではございますが、放射性廃棄物が出てくるこの福島県内に中間貯蔵施設をお願いできなかということは、10月29日に細野大臣以下参りまして、福島県の知事、また福島県の全市町村にお願いをしたところでございます。これが昨年の10月29日でございます。そして、昨年末の12月28日におきましては、その中間貯蔵施設の立地ということに関しては、またとりわけ福島県の中でもより多くの除染を必要とする、また災害廃棄物が大量に出るということが予想されます、この双葉郡内でお願いできなかということをお願いさせていただきました。これが12月28日でございます。そして、それから去年の、我々10月から、そして今に至るまで、これは我々政府が東京で調べられる資料をもとに勝手に選定をずっと、どういう場所がいいのか、またどういう施設がいいのかということを試算をいろいろさせていただきました。その結果、先般3月10日に我々政府のほうから双葉郡内の、とりわけ3つの町に中間貯蔵施設をお願いしたいと、そして管理型処分場をこの富岡町にお願いしたいということをお願いさせていただいたというのが今までの経緯でございます。

そういう経緯の上で、こちらの資料1という資料をぜひごらんいただきたいと思います。こちらに中間貯蔵施設についての概要ということで、これから説明をさせていただきます。まず、この資料1、一番上のところを見ていただきたいのですけれども、まずちょっと1ページめくっていただきますと、双葉郡の再生に向けた工程表というこの図が出てまいります。2ページ目のところにある図がございます。除染の進め方に関しては、これは1月26日に国が直轄で除染を実施する除染地域の除染進め方について、ロードマップということで出させていただきましたのですが、この本ロードマップを基本といたしまして、除染の優先順位などについて各市町村の関係者と協議、調整を行いながら、除染を進めさせていただこうということで、今計画をつくらせていただいております。これに対しましては、この優先順位どうするか、あるいはどの地域からやるかと、こういったことに関しては、また引き続き関係者の皆様からご協力をいただきたいと思っております。

そして、また戻っていただきますが、1ページ目に戻っていただきまして、今度この中間貯蔵施設というのは、今お話ししました、除染を進めていきますと、今仮置き場の問題でもそれぞれの町の中で、どこに仮置き場を置くのかということで大変ご迷惑をかけていることでございますけれども、その仮置き場は3年でお願いしたいと。そして、なぜそれが3年かといえば、3年後にはこの中間貯蔵施設を供用開始をいたしまして、この中間貯蔵施設に、今仮置き場に置いてあるものを集中的に搬入いたしまして、減容化、そしてセシウムだけとなるべく取り出していこうということを行っていこうということで、今仮置き場の選定をお願いしておりますけれども、特にこの福島県内におきましては、大量の除染をします。そうしますと、除染に伴って出てきます土壌ですとか廃棄物が大量に、他の県に比べて出てくるということで、これを1回中間処理をする必要があるということで、この中間貯蔵施設というものが福島県では必要となるだろうということを考えました。

そして、こちらぜひごらんください。こちらの施設の建設管理というところをごらんいただきたいのですけれども、中間貯蔵施設で、では何をその貯蔵施設ではするのかということでございますけれども、まずこちらでは貯蔵施設、単に仮置き場から運んできた土壌等を貯蔵をしておくというだけではなく、当然それだけにしますと膨大な量になってしまいますので、まずこの受け入れ施設が要ります。そして、その受け入れした後分別をしていき、さらに減容化をしていくということで、この点、点、点の中に書いた施設が必要になってくるでしょうということでございます。これらはそれぞれ、今実際岩手県、宮城県でも大量の瓦れきを一たん受け入れて、それを選別してということをやっておりますけれども、こちらは地元の雇用にもつながっていくということも考えております。そして、広さの問題なのですけれども、施設の規模としては、現段階でこの1,500万立米から2,800万立米ということを書かせていただきました。これは、どういう範囲を除染するかということで少し開きが出てくるということになっております。

さらにです、今度中間貯蔵施設のまたこの位置づけなのですけれども、まずこの中間貯蔵施設の設置、管理は、これは国の責任で行うこととしております。そして、またこの国の責任で中間貯蔵施設を設置させていただいた後、30年後には県外で最

終処分ということも当初からお話をさせていただいておりますが、この国の意思につきましては、しっかりと形にしていきたいと思います。それは、具体的には、法律や閣議決定など、明確にわかる形で公的に位置づけていきたいというふうに思っております。

さらに、この中間貯蔵施設におきましては、単に物をためておくだけではなくて、30年以内に最終的には処分を完了するということですが、この最終処分の方向性につきましては、この放射性物質を効果的に分離する、また減容化していくという技術、この研究もしなければいけません。ですので、その技術を研究する機関、また評価をする機関というものも、この中間貯蔵施設には併設をしていかなければならぬというふうに思っております。

さらに、この中間貯蔵施設の運営につきましても、実際に敷地の境界で線量はどうなっているのか、あるいは漏れ出していないのか、こういったことご心配いただきますので、透明性を確保するということで、広く情報発信、また情報公開施設なども併設しなければいけないというふうに考えております。

また、この中間貯蔵施設をお願いいたします設置自治体に対しましては、今後候補地である町のご要望などももちろんお聞きしてということでございますけれども、交付金や補助金の形で今どういったことができるかということを今検討させていただいております。

さらに、この中間貯蔵施設に関しましては、公共用地の買収ということになりますので、国が定める損失補償基準に基づく補償を考えているということでございます。

また、さらにこの中間貯蔵施設を建設していく上では、これ実際一気に2,800万できるということではございませんので、少しずつつくっていきます。また、さらにつくる上では、取りつけ道路ですとか、その周辺の設備がございますので、これは地元のいろいろな業界の方のご協力もいただきながら建設をさせていただきたいというふうに思っております。可能な限りご地元での雇用に努めさせていただきたいと思っております。

今回その中間貯蔵施設はこういう施設ですという話は、今お話ししさせていただき

ましたが、その上でこの中間貯蔵施設、ではなぜこの双葉郡内の8町村でお願いしたいのかということに関しましてお話をさせていただきます。それは、こちらです、別紙3ですね、この別紙3というのをごらんください、2ページめくっていただいたところの別紙3というところをごらんいただきたいと思いますけれども、候補地につきましては、私どもが東京でいろいろ既存の資料から検討させていただきました。この中で、まず必要な面積をきちんと確保する必要があるでしょうということがまず1つ挙がります。その上で、設置自治体の負担を軽減するということも考えました。また、実際中間貯蔵への搬入が始まると、交通渋滞のおそれもございます。実際、今宮城県では仮置き場、そこで分別所つくっておりますが、そこに例えば石巻市などでは1日3,000台以上のトラックが入りますので、実際道路をどうするかというのが今重大な問題になっております。

こういった問題も考えた上、これまで1カ所程度の設置ということでお伝えをしておりましたが、このような経緯から一刻も早く全体的な除染作業を進めていく、そのためには中間貯蔵施設が複数箇所での検討を視野に入れが必要ということを考えました。その上で、今こちらに1、2、3、4、5というふうに書かせていただきましたけれども、除染に伴う土壌や廃棄物の搬入、分別、減容化、貯蔵に必要な面積を確保すること。そしてまた、各地から除染土壌や指定廃棄物を効率的に搬入するため、これらが大量に発生する地域になるべく近いこと。そしてまた、主要幹線道路からのアクセスが近いこと、これ6号ですとか常磐道です。また、軟弱地盤は避けるということ。また、河川の流れは最小限にすることなどを考えて、この下にも書いてございますが、双葉町の第一原発の北側、また大熊町の第一原発南側、楢葉町の南側ということで候補地としてお示しをさせていただいたということが、今回の中間貯蔵施設の概要でございます。

一たんここまでとさせていただいて、中間貯蔵施設に関してはかいづまんでということですので、以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

それでは、説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今高山政務官のほうから細かい説明を受けましたが、非常に情けないのは、すべて国の意向だけで進んでいると。我が富岡町は、どこを見ても放射能廃棄物が周りに囲まれると。そういう状況の中で、あなたたちは本当に避難町民のことを全く考えていないですね。最初は、100ミリ以上の地区に1カ所でつくらせてほしいということを言っていたながら、それがまた転々と変わって、最終的に3カ所、大熊町の東側ですか、双葉町の西側、楢葉の東側、第二原発を東側に抱える、また第一原発も抱える、そこのスポット真ん中に入るのが富岡町なのですよ。富岡町は、最終的に瓦れきとか焼却灰の最終処分場の受け入れということで、富岡町に放射能の数字が低いから帰れという議論は、全く私は無茶な話だと思うのです。最終的にはそういう話出てこようかと思うのですが、あなたたちは1年ちょっとの内で二転三転して、何を我々に信用しろというのですか、何も信用することできないでしょう。ましてや、3カ所に中間貯蔵施設ができて、1日3,000台もの車が入ってきたら、とてもいれないですよ、人なんか住む状況ではないですよ。そういうことを十分考えた上の今回の設置案なのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、実際今大変な事故が起きてしまって、そこで避難をしていただいている、そして今帰還に向けて町が一丸となってお話を進めている中、このような施設を近くに設置するということが非常に町民の方にとつて、逆に帰りにくくなるのではないかというように受け取られてしまうということは大変申しわけないというふうに思っております。ただ、これは中間貯蔵のまずお話をされども、中間貯蔵施設をつくる上でも、まずその地域は先行的に除染をして、中間貯蔵施設をつくる作業員そのものの安全性もありますので、まずは徹底した除染をして、作業ができる環境にしてから中間貯蔵施設はつくってまいります。その上で、これはもう言うまでもないことですが、中間貯蔵施設そのもの、また中間貯蔵施設の近隣は、人が住んでいただける線量に下げるまで、それは必ずまず除染を先行させていただくということで、今私、きょう中間貯蔵施設の説明ということで、まずそこをさせていただきましたけれども、その前に徹底した除染が

行われるということがまず大前提ですので、そこはまず線量を、作業をしていただく方の危険性のこともありますので、まずそこは下げた上でこういった施設をつくっていく。

さらに、今私もこの中でお話ししましたが、中間貯蔵施設、ただの仮置き場的にずっと物を置いておくというだけではなくて、実際にそこで作業をしていただく方もいます。また、減容化あるいは放射性物質の分離の研究、こういった人たちが働く場でもありますので、そこは安全性は確保したいと、確保したことが前提となつてつくられていいくということは、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 言っていることはすべてわかるのです。それで、今言っているような工程から進んでいくと、3年、5年かかるのですよね。そういう中で、まだ先にやらなくてはならないことがあるでしょう。というのは、先ほど町長がちょっと触れました、賠償はすべて同じでなければならない。我々、まず一番必要としているのは、まず住むところ、安心して住める場所、その次安心して生活できるかどうかなのですよ。こんな中間貯蔵施設なんかどうでもいいのです、避難民から言わせれば。あなたたちそういうことやらないで、こんなことばっかり地元に持ってきて、何を考えているのですか。では、何年かかるのですか、何年かかって、何年かかったら避難民は戻って住めるのですか。そういうこと一つもやってくれないで、こんなことばっかり説明に来て、いつまで避難所に置くのですか、あなたは。その辺だれか答弁できる人いるのか。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） 今、我々が進めさせていただいている除染に関しましてですけれども、これもとにかく急がなければいけないと。2年以内に線量を50%下げていこう、お子さんのところは60%下げていこうというのは、これもう政府の大目標です。その上で、2年間でとりあえずどこまでちゃんと下げができるのか、そして下げた結果、お帰りいただいても大丈夫な線量に下げれるというのが、これ我々の今大目標です。これは、各町に関してはまた具体的にここからというのはもちろんありますが、大目標は、2年間で線量を下げる。そして、そ

の場合、下げたところにはご帰還いただけるように我々は線量を下げたいというふうに考えております。

その話と、また、除染をただ徹底してやると、今回仮置き場をどこに設置していくだけかということでもかなり苦労がございましたけれども、その中でやはり仮置き場はそれぞれのコミュニティーごとに置いてもらうしかないと、近いところに置いてもらうしかないと。しかし、仮置き場があると、逆にその地域はまた復興の妨げになるというようなこともいろいろあったので、これは大変心苦しい話ですけれども、中間貯蔵施設に一たん集めて、そこで減容化を図って、除染から生ずる土壌の置いておく面積そのものとなるべく少なくしようとすることを考えております。その中で言いますと、ロードマップで言いますと、3年後からまず中間貯蔵施設は供用開始したいというのが我々の目的ですので、今先生からいただきましたお話をまとめますと、2年以内にまず除染を徹底して行って、まず帰れるところは帰っていただきたいと思っております。その上で、3年後からはこの中間貯蔵施設の供用を開始したいと考えておりますので、今大変心苦しいのですけれども、同時にお話を今説明をさせていただいているというのが現状です。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 線量の低いところは2年くらいで除染して、その後に帰つていただくような努力をするということですが、実際3.11以前に戻らないと帰れないです、それが現実なのですよ。確かに除染をして、もとのようなふるさとにしてもらうということは大前提にあると思いますが、それはありがたい話です。だけれども、3.11以前に戻せるのですか、あなたたちは。戻さないと町民なんか戻らないですよ、それが現実です。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） これは、大変先生おっしゃるとおりで、我々は今回完全に事故ですので、3.11以前の状態に戻す努力、戻す責任が、これは我々政府に、そして東京電力にもあるというふうにはもちろん思っております。ただ、今言いましたが、2年間ではそこまでの目標ということでございまして、それで2年間終わった後に、ではその後は何もやらないということではもちろんございません。

その後も引き続き除染はさせていただきますし、またあとこれはぜひ誤解なきようになりますけれども、我々が今進めておりますこの除染ということと、それとそれぞれのご家庭の賠償の問題というのは、ぜひ別と考えていただきたい。その別というのはどういう意味かといいますと、除染が進んでいるから賠償の額安くなりますよということはありません。除染は、その地域の環境をとにかく回復していくことが目標でやっている行為ですので、それに伴うことと、今避難していただいている、あるいはその放射能によっていろいろダメージを負った分賠償と、これは一応別と考えていただければと、両方やらせていただくということが私たちは大事だと思っております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 今、高山政務官から除染と賠償は別だということなのだけれども、この資料を見ると、結局公共施設、国が買い上げ、これは単なる賠償ではないと。結局双葉郡の人たちは、今度の原発事故でほとんどの人が迷惑しているわけだ。最近も第一原発の4号機の使用済みの核燃料、余震が来るたびにまた再融解するのではないかと。あとメルトダウン、メルトスルーも冷却水が60センチしかないとか、そういう地域に除染したら戻されると、そういうことに関しては、あそこの地域の人間はすべてが迷惑している。だから、国が買い上げたところだけ単なる賠償ではなくて、いい値段で買うよと、そういうような甘い言葉はやめてもらいたい。あの地域すべてが迷惑していると。今、賠償と除染は違うと言ったけれども、私は全く同じなのだ。賠償なくして除染なんかやってもらうことはない。賠償があって、初めてでは戻るか戻らないかを決めると。あれだけ迷惑しているのに、何で賠償と除染が別なのか、それが理解できないのです。今高山政務官の話は、縦割り行政のような話で全く同じだから、私は除染のチームだと、賠償とは関係ないと、そういうふうな考え方をやめてください。

それと、この線量の地図、これを見ると、これ航空機によるというふうに書かれているけれども、航空機によって、地上1メーターではかったと。何で現地に行って、地上1センチではからないのか。前私、ビッグパレットで高山政務官に質問さ

せてもらったのだけれども、何で文科省は屋外8時間、室内16時間、その計算方式を使うのか。ICRPでそんなこと認めていないよ。国際的に通用しない話を地域住民に押しつけているわけだから。私は、すんなり24時間と365を掛けて、それで住民立ち会いのもとに、住民が納得する形ではかってください。あなたのところは、24時間、365を掛けると年間何ミリですよと、全くこれ一方的よ、国からの発表は住民が納得した数値ではない。その辺ちょっと回答してください。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　議長、いかがいたしましょうか。今、先生からご質問いただいたので、賠償と除染の考え方の話とはかり方の話と2つあると思うのですけれども、両方ともお答えしてよろしいですか。

○議長（宮本皓一君）　いいですよ。答える人が別であれば別に……

○環境大臣政務官（高山智司君）　それはまたあれですけれども、内容的によろしいですか。まず、除染と賠償別に考えていただきたいというのは、どっちかやったら、どっちかやらないということではなくて、両方やらせていただきたいということです。だから、賠償もやらせていただきたいと。ただ、その賠償やったから、では除染やらないといふのかということではなくて、賠償をやるということは、それは避難していただいている方の生活の問題ですので、これも当然やらせていただきたいと。そして、我々環境省としては、今まで大気汚染や水汚染、こういうのをやってきたのと同様、環境そのものが悪化しているということをよくさせていただきたいと、それが除染ということで、それもやらせていただきたいと。だから、除染と賠償を両方やらせていただきたいという趣旨ですので、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

それと、今の航空機モニタリングとはかり方ですね、走行サーバイとか、これどうします、関さんのほうから説明してもらえますか、はかり方は、ではちょっと審議官のほう来ていますので、詳しく説明させます。

○議長（宮本皓一君）　関審議官。

○除染担当審議官（関　莊一郎君）　関でございます。

ご承知のように、航空機モニタリングは地域全体の平均的な空間線量率を把握す

るということで、文部科学省のほうで飛行機を調達してやらせていただきまして、除染を行うときには戸別のご家庭等々で地上ではかって除染前、除染後ということを確認させていただくということにしておりますけれども、地域全体の平均的な状況というのは、航空機モニタリングを基本とすることが望ましいというふうに政府の中で整理をしているところでございます。

それと、マクロ量でございますけれども、8時間野外、16時間屋内にいると。屋内は木造家屋ということで仮定いたしまして、先生ご承知のように木造学校にいるときは6割が遮へいされるということでやっておりますけれども、これにつきましては、福島県内でお子さんを中心にマクロ量のバッジで、実際のマクロ量をはかつておりまして、その中でも今のような仮定で8時間野外、16時間屋内よりも実際にはかなり低いということになっておりますので、この方式が過小に評価されているということではないのではないかなど私どもは考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 電離放射線防護規則、こういったものだと年間5ミリというのがありますよね、そういうものから考えれば、かなり双葉のほうが線量高いのです。今の関さんの話で、子供たちにフィルムバッジついているから安心だという話がありますけれども、それは福島とか郡山の話で、では大熊とか富岡にそんな線量計持たせて大丈夫だよという論争成り立たないので、やはりこういうような新聞発表とかいろんな資料を見て、自分のところは困難区域だ、自分のところは制限区域だ、賠償にかかわりがあるので、こういうもの発表するときにはちゃんとした実測値をもとに出してもらいたい。何か文科省に関しては、スピーディーの辺から物すごく国民は信頼感を持っていない。持っていないのにああいうふうな計算方式で出されるから、余計信頼できない。まして今回の損害賠償の話もそうだけれども、指針というものを出しち放して、最後まで責任とらない。東京電力は、あの指針の後ろに隠れて、国がこう言っているからといって思うように賠償してくれない。そういう状態だから、やはり航空機とか1メーターとかと言わないで、ちゃんと法律にのつとった、地上1センチできっちり住民が納得するような測量、これをやって

もらいたい。福島がどうだからこうだから低く抑えていると、そんな論法は聞きたくないので、ちゃんと住民に説得できるように実測値ではかってください。

○除染担当審議官（関 荘一郎君） わかりました。今ご意見を承りました。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 高山政務官の先ほどのあいさつの中でひっかかることがあるのですけれども、この施設の建設管理の部分で、2年をかけてやると。することによって、地元雇用が生まれるということのあいさつがあったと思うのですけれども、全く今、我々一時帰宅だって1年に2回か3回しか帰れないのですよ。そんなところに何で雇用が生まれる、地元の雇用が生まれるのですか、それが1点。

それから、先ほど安藤議員が言ったように、やはり除染見通しの立たないような空想の話をするよりも、まず賠償が先です。全町賠償した上でこういう話を持ってくるのならわかるのですけれども、まず賠償していただくという、この2点についてお伺いいたしたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、2年というのはちょっとあれなのですが、いずれにしてもこの中間貯蔵施設つくると、これが地元の雇用にもつながるというような部分のことかと思うのですけれども、これは私、先ほどもお話ししましたように、中間貯蔵施設をつくる上では作業員の方の安全がありますので、これは別に地元の方ではなくても、東京の方が来ても、結局まず線量を下げておかないと作業ができませんので、そこは除染はまず徹底してやった上で、いろんな建設に入っていきたいと思っております。その上で、地元のというふうに申し上げましたのは、中間貯蔵施設はいきなり大きいものが、2,800万立米のものがどんとできるということではなくて、まず受け入れ施設をつくり、減容化施設、研究化施設つくって、それでどんどん受け入れてきたものを、また小さくして貯蔵していくというプロセスがあるので、かなり時間がかかるということで、それは少しづつ建設をさせていただくので、その際にはご協力いただきたいという、事業者の方にもご協力いただきたいと、これが私の申し上げたことです。線量に関しては、下げた後での話であるということが1つでございます。

それと、賠償とまた除染のお話ですけれども、私除染をやるから賠償はやらないということではなくて、賠償もやらせていただきたいと、そして除染もやらせていただきたいということを先ほどから申し上げております。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） もう1年1ヶ月以上たつのですけれども、その間に私は富岡に一時帰宅3回しました。1回目はまあまあかなと思ったけれども、2回、3回となって、もううちになんか住めないです、もう住めっこないです。全壊とか半壊とか、そういう問題ではなくて、全く全壊だろうと思うのです。ですから、私はうちに戻る気もないし、この際全額賠償していただいた上で、あなた方がどうやろうとこうやろうと私は言いもしませんけれども、まず賠償の問題を先に優先して考えていただかないと、これはどうにも話が前に進みません。いかがですか。

○議長（宮本皓一君） 13番議員さん、今中間貯蔵施設についてを議論していますから……

○13番（三瓶一郎君） それはわかるのですけれども、私が今申し上げたようなことが先行しないと、中間貯蔵の諸問題について、私たちは論議する気はありません。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） 今先生おっしゃっていただいたように、それも当然だと思います。しかし、ちょっとお考えいただきたいのは、今何も除染しなければずっと帰っていただけないと、かなり長期にわたって帰っていただけないということになります。だからもう賠償の話だけになってしまいます。ただ、除染をさせていただければ、実際に帰れる地域は出てきます。そうしますと、もちろん賠償の話もありますし、帰還の話もありますし、やはり住民の方に選択肢が私はふえていくのではないかと思いますし、また先ほどから何度も申し上げておりますが、除染をしたからといって賠償の額が下がるとか、そういうことはございません。それはまた別の話ということで、両方やらせていただきたいというのが我々のお願いです。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） 一言お願ひしておきますけれども、まず所管の環境省と賠

償の所管とは違うと思うのですけれども、高山政務官にはくれぐれも、まず私どものお願ひは、やはり賠償問題を先行していただきたいと、こんなふうなことで頭の中に詰め込んでいただきたいと、こんなふうに考えております。答弁は結構です。

○環境大臣政務官（高山智司君）　　はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君）　　12番。

○12番（塚野芳美君）　　中間貯蔵施設、廃棄物処理もそうですけれども、これに入る、その以前の問題として、13番議員さんとも重複するのですけれども、やはりそれに関連して、除染のことも絡めて質問しますので、逃げないでくださいね。

今の高山さんのお話ですと、両方やるからいいのだみたいな、ちょっと乱暴な言い方すればあれですけれども、そうではなくて、あなたたちが中間貯蔵を進めようとしてこっちが一步進んでいるのです。我々避難民の立場になって考えるのであれば、賠償の指針も何も具体的なこと今まだ示していないのです、国にしろ、原賠審にしろ、それで今後、ですから今の避難民は、自分の人生というか、これら先の設計をどうしようかというめども立てられないわけです。ですから、先行して、こういうことを具体的に数字を示して、このぐらいの賠償をすると、その辺が示されれば、ある程度これから設計のめども立てられるのです。それも言わないで、中間貯蔵施設ばかり先に進めようとしている、今の議論もそうでしょう、あなたたちは、どちらも事細かく書いてあるけれども、おまけのように、実際に早く中間貯蔵施設をつくりたい、瓦れき置き場決めたい、それが決まらないと除染が遅くなります、何ですか、それ。

それと、我々の町よりも先行してやっている広野町の、割と詳しいデータが私らのほうに出てているのですけれども、国はね、マスコミとか何かにはあれもやる、これもやる、こうりますよと、例えばあそこは5ミリ以下ですから年間、国は金を出して、それで自治体が責任を持って除染するということをやっています。やっていますけれども、枠をはめているのです、枠とか条件をはめているのです。あそこ清水ですか、元請けはそこがやっていて、実際やってみると、その場で見つからない。でも、ゼネコンもだんだん学習してきていまして、いろんな方法をやっているのを数字的にもわかりますけれども、国がそういう縛りをかけないで青天井でとは

言いませんけれども、もっと現実をとらえて、もっと予算と手間暇をかけると、相當に下がっているのです、広野。果たしてその分、国が本当に出すのかどうか微妙ですけれども、結局自治体に対して請求申請したいが、国の予算だというけれども、いろんな条件をつけ過ぎているのですね。だったら、あなたたちが直接来て、もっと実態を把握して、と同時に住民の気持ちも考えて、もっと具体的なことをやらないとおかしいのではないか。ですから、余り賠償、賠償と言いたくないのですけれども、現実はそれが見通せなくては設計ができない、だからそれをもっと優先すべきで、具体的な数値も出すべきだと。それから、その除染の方法に対しても、もっと現実を把握して、縦割りどうだと、いいです、そんなのは。そんなのそっちで調整してくださいよ、東京行って。それで、そういうことを思って示してほしいのですけれども、いかがですか。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、賠償を先にするべきだということに関しては、我々もとにかく賠償はやらないということではなくて、むしろ町のほうもやりますし、除染も両方やらせていただく、同時にやらせていただきたいというのが先ほどからの私たちの考え方です。

あと除染の進め方で、今広野の例を出されましたけれども、まず大前提といたしまして、我々はまず2年間で50%下げていくと。そして、お子さんのところは60%下げていくというのが大目標で、かつ最終的にはこれプラス1ミリ、バックグラウンドに加えてプラス1ミリまでやっぱり戻さなければいけないだろうというのが、これ大目標でございます。その目標に対して、何か今お金をすごくけちっているとか、こういうのはダメだ、ああいうのはダメだというようなことを実際に私たちはやってはおりません。むしろ効果的な方法であれば、これはもうどんどんやってくださいということで、むしろ今予算がけちられているということはございません。それは、実態と違うのであれば、ぜひ言っていただければ、そこは我々のほうで、全くけちる必要ないことですので、けちらず、1ミリまでとにかくやらせていただきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君）　12番。

○12番（塚野芳美君） ですから、細かい言葉のあやですけれども、大事ですから、細かいことお話ししますけれども、賠償も中間貯蔵施設もやる、賠償しないとは言っていない、当たり前でしょう、そんなものは。そんなことを言つたらとんでもない話になりますから、そうではなくて、もっと具体的なものを示して、賠償に関して、本当に同時か、もしくは半歩でもいいですから、賠償のほうのあれを見せて、いわゆる避難民が自分の今後の設計ができるような、そういう指針を示して、それと同時に、ですから除染、中間貯蔵ということをやってほしいということを言っているのです。

それから、私言ってしまってもいいのですけれども、人様の町のことですから、たまたま私は、今先行してやっている広野の情報が細かいところまで入るから例に挙げたのですけれども、それを言つていただければ私言いませんよ、相手の町に対して失礼でしょう、それは。あなたたちが実際調べればわかることがあります。私、こんなことあなたにうそ言つたって何のあれもないで、自分たちのこれから町、帰る人、帰らない人います、いずれにしても除染は必要なのです、帰ってこなくても。ですから、それを進めるために、今東京で考えていることと、この双葉郡での現実が違うから、それはあなたたちがしっかり現実把握してくださいということを言っているのです。

○環境大臣政務官（高山智司君） はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君） 5番。

○5番（宇佐神幸一君） 私のほうはどうしても気になるのが、もちろん放射能の汚染の問題もそうなのですが、中間貯蔵施設をつくることによって、1日3,000台の車が入ると。これははっきり言って、単に3,000台と言いますけれども、基本的に今富岡町の状況が、道路の、はっきり言うと整備を行える状態において、幾ら6号線を使うことによっても、大きさはわかりませんが、それによっていろんな大気の汚染とか、簡単に言うと3カ所に流れると言いますけれども、実際的にはその3カ所、6号線を通る、また国道6号とか大きい道を通ってくるようになって、やっぱり町民の見方としては、放射能もそうだけれども、それだけの車が入れば大気汚染もふえてくる。まして基本的に住んでいない状況において、何で帰れるのだと。

簡単に言って、20キロ圏内を実際的には入るなと言って、今度は開放する。そんな状態でこういうものをつくって、私たちに何を帰れというのか、そういう不安感はもちろん出てくると思うのです。だから、放射能の問題もそうですが、中間貯蔵施設の建設、または維持においての、また公害問題も出てくる、それを考えてみると、本当に私たち帰れるのですかという疑問すら出てくると思うのです。

だから、その点、ただ放射能の除染も必要ですが、単なる1日3,000台ですと言う言葉が、軽く見ているような、簡単に言うと実際にさっきから出ていますけれども、皆さんたちは基本的にこの地域に365日住んで、基本的にこの地域の人たちがどう考えているかというのをもちろん自覚していただいて、こういう計画案をつくっていただかないと、先ほど皆さん議員さん、委員の方も出ていますけれども、全部その話がはっきりともうまやかしとしか考えられない。だから、そういう上で考えると、単なる一言の言葉においても、重い言葉というのが結構あるのです。それをもう少し考えていただくことが必要ではないのかなと思うのですが、答弁を要するということではないのですが、もう少しそういうのを考えていただいて本当の計画をつくっていただいたのかどうか、それはやっぱり考えていただく必要が十分あると思うのですけれども。

○環境大臣政務官（高山智司君） 大変申しわけございました。

ちなみに、トラック3,000台の話は、私これ宮城県の石巻市が今仮置き場が3,000台から3,500台ぐらい通っていて、実際交通渋滞がすごく起きていて問題になっているという例としてです。ただ、その上で、今先生ご指摘のとおりで、実際今放射能に汚染されて帰れないという地域でございますけれども、そこに巨大な土木が入ることで二次的にいろいろなまた排気ガスですかとか、そういった問題が起こるのではないかというのが先生のご懸念だと思いますけれども、それは実際、この双葉郡に限らず、どこでやるときにもそこは今の日本の環境水準を守りながら工事は進めさせていただきますが、実際にはそういう車両が通ったり何なりでご迷惑がかかることはもちろんあるかもしれませんので、大変申しわけないなとは思っております。

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君）　この際ですから、全員協議会ですから、各議員から一言一言お話を、中間貯蔵の関連事業について各議員から一言でも意見を出してもらったほうが私はいいのかなと思うので。

○議長（宮本皓一君）　今13番からありましたが、この中間貯蔵施設については、富岡町につくるという考え方で国は言っているわけではないです。この後の廃棄物処理について、富岡町にやりたいという話ですから、そちらのほうにメーンを置きたいと思いますので、先ほどさっと説明してくださいという話をしたのです。そういうことですから、中間貯蔵施設について、皆さんからなければ次に移りたいと思いますが、あれば。

3番。

○3番（遠藤一善君）　この候補地、7ページの別紙3の設置候補地についてのところの最後のところ、「これらを踏まえ、既存の文献等を踏まえる限りではあるが」というふうになっているのですけれども、何をもって既存の文献を踏まえてこういう形の結果が出たのかというところの中間が全くよくわからないということと、3カ所に分離するというときに、この3カ所に搬入するエリアを決めているのか、それとも関係なくこの3カ所に地域、地域のもの、どこの地域の除染のものをどこで処理するのかというところがちょっと抜けているのですけれども、そのところ説明お願いします。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　こちらの別紙3のことでございますけれども、まず我々といたしましては、実際に現地に行って何か測量したとか、あるいはそれぞれ町の方からどういう、ここはこういう地域だからというようなことでの資料をいただいて立地を選定したということではありません。といいますのも、先ほどからお話ししていますように、10月の時点あるいは年末の時点に大変心苦しいのですが、この中間貯蔵施設を双葉郡内にお願いしたいということで、我々のほうから知事、また首長の皆さんに今ご検討いただいているところですけれども、そういう状態の中で、我々が東京で手に入る文献でまず立地は選定させていただいたということです。

一番考えましたのは、先ほどから中間貯蔵施設1,500万立米から最大で2,800万立米必要だろうということで、必要な面積をとるにはどうしたらいいだろうかということを考えた結果が、この3カ所ということになっております。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 面積のことを聞いているのではなくて、何のための、文献というのは、そうするとただ単に地図上で面積のことだけをやったのが、「文献等を踏まえる限り」ということなのですか。

○環境大臣政務官（高山智司君） これは、単に航空写真だけということではございませんけれども、実際過去に大規模な災害が起きていないかとか、実際いろいろな工場ですとか、いろいろな施設をつくる際に、昔に調査した地質のデータであるとか、そういうものを参考にさせていただきました。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 昔のというのがちょっとすごい気になるのですが、今回の地震、津波、それもそうですが、昔から何のときでも関東大震災の地震のときのものを見ているとか、そういう話でいろんなものが進んできたのですけれども、昔の状態で今ない状態で、昔の状態ではない状態で既存の文献で、またこの候補地を選定するということに問題は相当あると思うのですけれども、最新の情報で選定するということが本来あるべきことであって、昔の文献で決めて、ここが安全だという保障はどこから出てくるのですか。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） 先生のおっしゃるとおりで、実際にはこれ非常に双葉原発の北側とか南側という、今お示しの仕方をしておりますけれども、実際に具体的に選定していくときには、さらに現地でのボーリングですとか地質調査、こういったものを当然させていただいた上でお願いをしていこうと、今思っております。先生のおっしゃることはもっともです、おっしゃるとおりです。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

7番、渡辺英博君。

○7番（渡辺英博君） 中間貯蔵施設でございますが、また先ほどの説明で、作業

員の皆さんがあがめる放射線量等を考えて3カ所に設置したというようなことを聞いたわけでございますが、基本的に一番最初、年間100ミリシーベルト以上、高いところに集めるよというような政府の原案だったと思うのですが、ここに3カ所の3番目に楳葉町の第二原子力発電所南側ということが出ておりますが、作業効率から考えて、高いところにはできないよというのであれば、この①、②はできないわけですよね。ですから、この作業効率からいって、3番の第二原子力発電所南側に場所を設けるよというのは、ちょっとさっきの理由には該当しないと思うのですが、その辺説明お願いしたい。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、その高線量かどうかということと、作業員の安全の話なのですけれども、これちょっと誤解を招いてしまっているかなとも思ったのですけれども、楳葉町の第二原発南側が先行して何か工事を始めることでは、まずありません。この間もまた別の、楳葉町でのご説明の話なのですけれども、ご説明させていただきましたし、きょうもお話をさせていただきましたのは、同じ町の中であっても当然高線量の地域と低線量の地域があると思います。その中で、いずれにしても除染を徹底してやった上で作業に入らなければいけませんので、現実的な考えとしては、低線量の地域のところがより工事の時期は早くなるでしょうということが、まず申し上げたことでございます。ただ、その上で必要なこの面積をきちんと確保しなければいけないということがございますので、お示しさせていただいたところ、すべてがこれ中間貯蔵施設の候補地にはなっております。

○議長（宮本皓一君）　7番。

○7番（渡辺英博君）　まず第1点は、この必要面積が①、②で確保でき、例えば5キロとか、そういうところで私は十分先ほどの面積確保できると考えておるのですが、第2点は、富岡町はご存じのとおり大熊町と楳葉町に挟まれておりますね。わざわざ線量の低いところにこういったものをつくると、中間に挟まれた富岡町は、先ほどの話で1日3,000台のトラックがいろいろ汚染物質を積んだものが動くわけです。ですから、これなかなか復興とか、そういう除染とともに含めて、富岡町は大変厳しい状況に置かれるのではないかと私は思っているのです。ですから、基本的

にはわざわざ線量の低いところにこういったものをつくらないで、最初の原案どおり高いところに集中して置くべきだと私は考えますけれども、その辺お伺いしたい。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　なるべくこの中間貯蔵施設の箇所数が、それは少なければそのほうがご負担は少ないと、地域全体に対してのご負担は少ないというのは当然のことです。ただ、これも我々が既存の文献を見る限りということですが、実際には高低さがあり、河川の流れがあり、そして今回津波の被害が特に大きかったところで、かつ堤防などもなかなかつくりにくいなというような地域、そういう地域をいろいろとやってきますと、やはり必要な面積を確保するのに1カ所ではなかなか難しい、この3町に分散する必要があるというのが現時点での我々の考えです。

○議長（宮本皓一君）　7番。

○7番（渡辺英博君）　最後ですので、幾つかまとめて質問したいと思います。

まず、こういった話をする前に、賠償をしっかりやれという意見が先ほど幾人の議員からありましたが、私は全くそのとおりでございます。

あと建物は2年で除染完了して、例えば帰れるところから帰っていただくという話でございますが、まず、そのどのくらいの線量で帰還を促すのか、これは前に文科省と、あと経産省で大分見解違いましたよね。ですから、政府自体も一転、二転、三転して全然信用できないということ。あともう1点は20ミリというのがひとり歩きしておりますけれども、例えば1年間に40%の減線があるとしても、20ミリシーベルトであれば30年間で200ミリの放射線を浴びるというような試算も新聞で出ておりますので、その辺例えばどのくらいの線量であって、どの辺まで除染すれば絶対大丈夫だよというような統一見解は双葉郡は全然受けていないわけなのです。ですから、その辺しっかりと統一見解というか、その辺示していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、ちょっと今の経産と文科のほうで基準が違うというのははっきりわからなかつたので、そこはちょっと答弁控えますけれど

も、今申し上げたいのは、20ミリ以下になったところを必ず帰ってくださいということではありません。といいますのは、逆接的に言いますと、現在はどんなに帰りたいということをおっしゃられても、20キロ圏内は立ち入り禁止にさせていただいて、絶対に帰ってはだめだということを今政府の本当に命令で、そのようにさせていただいております。それを解除するときの目安がその数字ということで、実際にこれは18ミリでも私は心配だわという方が当然いるというのは、当然私たちわかっております。ただ、その上で今は絶対20キロ圏内は帰ってはだめだということを言っているわけで、これをではどういうふうな基準で、実際20キロ圏内の中でもかなり線量低いところもあるわけですから、そこをなるべく、それはご自宅で戻っていただきたほうがいいというのが我々の考えですので、どう解除していくかというのの目安が、この区域見直しのときに示させていただきました、その20という考え方でございます。必ずそこで帰ってくださいということではありません。今帰らないでくださいということを言っていますけれども、それはそこは解除するというのが今回の考え方です。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○13番（三瓶一郎君） きょうこれ2点、中間貯蔵施設、災害廃棄物の処理について、きょうここで結論出すわけではないですよね。そこで、10分間の休憩をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君） それでは、中間貯蔵施設について、そのほかありませんか。

11番。

○11番（渡辺三男君） さつきやったのだけれども、ちょっとこの資料の中の……

○議長（宮本皓一君） 中間貯蔵施設については一応締めて、その後に廃棄物の処理がありますから、その中でも関係するところは質問していただいて結構ですので、ここでとめます。

それでは、付議事件1、中間貯蔵施設についての件は終了いたします。

ただいまより15分まで休憩いたします。

休 議 (午前11時05分)

再 開 (午前11時15分)

○議長（宮本皓一君） それでは次に、付議事件2、廃棄物処理についての件を議題といたします。

環境大臣政務官、高山智司さんより説明を求めます。

高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、では別紙4というのがございます。9ページ目ですね、9ページ目にあります別紙4という、A4で横で見る図になっているものですけれども、こちらをごらんいただければと思っております。こちらが災害廃棄物及び除染廃棄物焼却処理についてということで書かせていただきましたが、この災害廃棄物といいますのは、今回の3月11日の地震、そして津波によりまして生じましたこの災害の廃棄物です。これは、大変申しわけないことなのですけれども、岩手県においても、宮城県においても、今災害廃棄物の処理というのを進めています。

しかし、福島県の分につきましては、残念ながら実際この放射能の問題とありましたので、今からこの処分を本格的に始めるというのが現状です。その上でこちらの図を見ていただければと思いますが、まず双葉郡では、この焼却処理が必要な災害廃棄物の量といいますのが11万トンあるであろうというふうに試算をしております。一方、焼却処理が必要な除染廃棄物の量は、実際の除染の範囲、除染方法により大きく異なると思いますが、双葉郡の除染特別地域での約16万トン出てくるということを考えております。これら合計で27万トンについての焼却施設が必要でございますが、既存の焼却炉だけでは能力が足りないことから、仮設の焼却施設が必要だと考えております。これらの仮設焼却炉については、効率的な処理を進めるため、市町村ごとではなくて、ブロックごとに設置することが適当というふうに考えました。これまでの広域組合における廃棄物処理の体系や処理が必要な廃棄物の量を踏まえまして、北部と南部に2つのブロックということを考えまして、こちらに今お示したように丸で北部と南部ということで区切らせていただきましたが、実際この焼却施設の設置場所については、これから関係の市町村と相談をさせていただきたいと思っております。

そして、昨年10月にお示ししました、これはこの後のほうにもついているのですけれども、これは余り気にしないでいただきたいのですが、中間貯蔵施設の基本的な考え方に基づきまして、放射性セシウム濃度が10万ベクレル以下の廃棄物は、管理型処分場に埋め立てて、10万ベクレルを超える廃棄物は中間貯蔵施設へ搬入するということをお示しをさせていただきました。これは、通し番号で言いますと17ページ目をごらんください、17ページ目に書いてあるフローを今説明したことなのですが、こちらに福島県内の全体の廃棄物及び除染の土壤の処理の仕方のフロー図を書きましたが、こちらに書いてありますことは、今私が口頭で言いました、セシウム濃度10万ベクレル以下は管理型処分場に埋め立てて、10万ベクレルを超える廃棄物は中間貯蔵施設への搬入ということをお示しさせていただきました。このとおりさせていただきたいというようなことで、今お話をさせていただいております。

そして、除染の同様に、各市町村の関係者協議を行いつつ、策定をしていきたいと思いますので、北、南ということで、ブロックは今我々のほうでお示しをさせていただいたお話をございます。

さらに、これが今回富岡町にお願いしたいということで言っております、既存の管理型の処分についてということでございます。これに関しては、ページが25ページですね、新たにつけたものがございますので、25ページのところ、資料3と書いてあるのをごらんいただければと思いますが、今回福島県の対策地域内廃棄物、これつまり今の警戒区域内のことです、の廃棄物及び指定廃棄物の処理につきまして、富岡町内の民間の管理型処分場でお願いしたいということで、今3月10日にお願いをさせていただきました。

この管理型処分場といいますのは、まず福島県だけではなくて、例えば岩手県や宮城県、あるいは茨城県や千葉県とか埼玉県とかです、全国でもこれは今選定をさせて、設置をさせていただいております。その福島県におきます管理型処分場は、今回富岡町でお願いできいかということで、今その理由についてお話をさせていただきます。

まず、経緯でございますけれども、実際この警戒区域内、今避難していただいているところですけれども、この早期帰宅に向けて、災害廃棄物、また対策地域内廃

棄物の処理が課題であるということで、管理型処分場をまず確保しなければいけないということがありました。その中で、今この10万ベクレル以下の廃棄物は既存の管理型処分場において処分をさせていただきたいということを、除染のロードマップ、また中間貯蔵施設のロードマップの中でもお示しをさせていただいたとおりですけれども、まずこれらの施設に関しましては、まず国が責任を持って設置をさせていただきたいと思っております。その既存の管理型処分場の中に、管理型処分場の中に、管理型処分場だけでも十分一般の廃棄物の場合管理されているのですけれども、そこにさらにコンクリート等で飛灰などが溶出しないようにして、管理型処分場の中に、さらに強固なものをつくらせていただきたいというのが今回のお願いでございます。

こちらにも書かせていただきましたけれども、まず富岡町の中にはありますフクシマエコテック社所有の管理型処分場を選定をさせていただいたわけですけれども、この対策地域内廃棄物のうち、災害廃棄物処理によって生ずる埋め立て対象物の発生が全部で41万トンになります。この41万トンの中、福島県内の指定廃棄物の発生量は12万トン、除染によって生ずる可燃性の除染廃棄物の焼却灰、これが12万トンと見込まれております。これらは、いずれもこの量だけではなくて、この出てきました可燃性の焼却物をセメント固化したり、ベントナイトで隔離するなどを考慮した上で考えますと、これら合計が65万トン要るであろうということあります。そうしますと、今回のこの富岡にありますエコテック社所有の管理型処分場が、これらの廃棄物の最終処分を行うだけの十分な処理量を有しているということが、まず考えました。

さらに、この立地場所なのですけれども、これはこの廃棄物、災害廃棄物が出ておりますのは、実際この浜通りの海岸沿いがやっぱり最も多いので、こちらの主たる発生場所から近いということも考えました。

そして、このフクシマエコテック社ですけれども、非常に優良な業者であって、管理型処分場の管理状況も非常によいということがございました。今回の震災による被害が非常に少なく、必要な場合には浸出水処理施設など、吸着剤を利用できる附帯設備が設置できるなど、安全性が非常に確保されているということが理由で、

このエコテック社所有の富岡町にあります施設を利用させていただきたいということを、我々のほうではお示しをさせていただいたといったところでございます。

ご質問いろいろいただいたほうがいいと思いますので、簡単に以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今説明受けまして、フクシマエコテックの管理型処分場に焼却灰などを入れるということなのですが、流出防止とかいろんな策をとって、コンクリートで何か形とて中に入れるという方法をとるのかなと思うのですが、実際こういう施設をつくる、処分場をつくるにしても、こういうものを置くにしても、ただそこに入れるだけであれば問題ないのかなと思うのです、放射能廃棄物云々ではなくて。あそこの場所にコンクリートの何をつくって、その中にに入るなんていう状況になるとすれば、非常に埋立地ですから軟弱盤なのです。そういう部分のクリアできるのかどうか。また、下流域に、一番下流側に多分今ある水処理だけでは無理なのかなと私は思うのです。そういった部分に即、一番下流域側の下にはもう高速道路走っていますね、そういう部分で非常に厳しい部分があるのかなと。ましてや、幾ら管理型処分場といつても、放射能廃棄物、放射能汚染物質などを今まで入れたときは、恐らく世界にも例がないのかなと思うのです。そういう部分で国は本当にどこまできちっとしたデータを踏まえて言っているのか、ちょっと理解できない部分がありますので、その辺のご説明方お願いします。

あと、私は前から何回も言っているのですが、仮置き場のイメージ図です。あなたたちは、ただこれ出せばいいということで、これ出ていますよね。現実的に試験除染やっている中で、これほど立派に仮置き場の放射能汚染物質をきちっと管理されている場所ありますか、あなたたち見てますか。私は、何回もこれ言っています。今の置き方でいいのであれば、このイメージ図もきちっと直してくるべきですよ、全然違いますからね、これ。だからあなたたちのこと信用できないのです。現状とこれ見比べて見てる人いますか、どうでしょう。

○議長（宮本皓一君） それでは、高山環境大臣政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、仮置き場の件ですけれども、実際先生お示しになったのは仮置き場で、今除染をした後の現場保管ですとか、本当の仮の仮置き場です、これは実際我々もよく見ておりますが、そういうフレコンパックみたいなものに入れてシートをかぶせただけというようなものもたくさんありますが、これは我々が言っている仮置き場ではなくて、現場保管というふうに我々では言っています。これは、言葉の問題ということではなくて、現場保管の段階では先生ご懸念のとおり、雨が降った、風が吹いたで飛散のおそれももちろん、万全は期しておりますけれども、ぬぐえません。ですので、仮置き場に早くまず除染をした後現場保管をして、さらに今度仮置き場に搬入したい。そして、その仮置き場は今お示したように、長期間の保存には耐えられるような設計ということですので、恐らく先生ごらんになっているのは、現場保管の状況が悪いというようなお話だと思いますが、そこは我々のほうでも極めて注意して、飛散をしないようにはしておりますが、実態は把握に努めたいと思います。

その上で、今の既存の管理型の処分場を使うということの安全性はどうなのかというような、今ご質問だったと思います。私、冒頭にもお話をさせていただきましたけれども、今まで日本では40年以上原子力行政やってまいりましたが、発電所内の出てきた廃棄物に関しては炉規法と、原子炉等規制法ということで、発電所の中のこととはいろいろと規制がございましたし、実際やってまいりました。外に出てしまった廃棄物に関しては、廃掃法からも放射能を除くというような形で、わざわざ除かれてきたというのが、これ40年間の現実です。これは、本当に法の不備と私言えるかなと思っております。昨年にこの特措法ができまして、我々のお示しましたのは、1キロ当たり8,000ベクレル以下の瓦れきといいますか、ものに関しては、これまでどおり廃掃法で処分をしてくださいということが一つです。そして、8,000ベクレルから10万ベクレルまで、そして10万ベクレル以上に関して、2つ決め方をさせていただきまして、8,000から10万に関しては、既存の管理型処分場を利用していただきたいと。そして、10万以上に関しては遮断型といって、より固化したものですね、これを利用していただきたいということを大きくお示しをさせていただきました。

今回お話をさせていただいているのは、この8,000ベクレル以上10万以下というところのことでございます。この安全性ということなのですけれども、我々やはり一番処分をした後、処分をする作業員の方もそうですし、近隣住民の方、あるいは近く通ったときの敷地境界線での線量ということを一番考えました。これは、もちろん炉規法を参考につくりました。その際に、我々が気をつけましたのは、炉規法の基準を緩めるということがあつてはいけないということで、今回むしろこの管理型処分場、我々がお示ししておりますのは、炉規法と同程度、もしくはそれより厳しい要件で溶出しないようにです、また放射線が敷地境界を越えていかないようにということでつくらせていただいたのが今回の基準でございます。

そして、またこれは福島県のこの富岡町のことだけではなくて、今各県におきましても、この放射性を帯びた、非常に低レベルではあるのですけれども、廃棄物をどうやって処分していくのかということは重大な問題になっておりまして、いわゆる指定廃棄物ということで我々呼んでおりますが、この処分場として既存の管理型を使わせていただきたいということで、これは各県において今埼玉、千葉、宮城、岩手、こういったところも全部今進めさせていただいている話でございます。

○議長（宮本皓一君） 11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 8,000ベクレルから10万ベクレル以下のものを、その間のものを入れるということで、全く今まで例のないことですよね。例のないことを、何かのバックデータがあるのであれば、我々も信用しなくてはならないと思いますけれども、バックデータ全くなしと。そういう部分でやるのは非常に怖い。といいますのは、焼却灰ですから、数値は8,000から10万ベクレルの間のものということですが、かなり収縮されているものですから、かなり怖い状況が生まれるのかなと思うのです、有事の際には。

そういう部分で、私は本当に国の審議官さんの言葉を信頼したいとは思うのですが、とても今までの1年ちょっと進んできた中では信用する何ものもない、この仮置き場に関しても、今あるのは仮の仮置き場ですよと、仮の仮置き場ですのでのような状態ですと。放射能汚染物質は、仮置き場であっても、仮の仮置き場であっても、仮の仮置き場であっても同じなのですよ、物は。物は同じなのに、言葉

遣いで防護策がとられていかないというのは非常に情けないことなのです。仮の仮であっても、仮の仮の仮であっても、最善を尽くすのであれば、やっぱりきちっとこういう手法をとっていかなくてはならないのではないかなど。地域の人たちのこと本当に真から考えるのであれば、私はそうでなくてはならないのではないかと思うのですが、どうですか。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、仮置き場の件ですけれども、それは先生のおっしゃるとおりです。放射性物質がある意味集めてきているわけですので、そこから外に線量が高まらないようにきちんとするとということは、もう当然のことです。これは仮の仮置き場、言葉の問題ではなくて、実際にそれはきちんとしなければいけないと思っておりますので、それは先ほども私、答弁いたしましたけれども、まず我々のほうで実態把握はきちんとやっていきたいと思います。

ただ、当然我々のほうでも仮の仮置き場であっても、飛散をしないように周りにさくをつけてというようなことは、などなどはもちろんしておりますが、実際にそれがどうなっているかということは、これは調べてみたいと思います。

それと、管理型処分場の件なのですけれども、安全性に関して、確かに8,000から10万というのは今までなかったので、それを新しくというようなお話なのですけれども、我々としては、まず2つ考え方があります。1つは、先ほど炉規法を参考にしたと言いましたけれども、原子炉等規制法の中では100ベクレルから1,000億ベクレルまでという非常に長い範囲の、長い値というのですか、規制しています。その中でも10万というところで一つ切っております。10万以上に関しては、こういうピット処分をということを規定をされております。それに関して、10万以下はこういった処分をしてください、トレンチ処分をしてくださいとかあるのですけれども、そこは放射線防護と、放射線をどう扱うかという観点では、先ほど申し上げましたが、我々の今回の特措法の基準というのは、同等もしくは厳しいということをぜひさらに詳しくということではもちろんお話ししますけれども、まずそういう基準で考えました。

それともう一つは、放射線防護というだけではなくて、これは我々環境省が今ま

ずっとやってきました。ほかにも有害な物質はたくさんあります。アスベストですとか、P C Bですとか、ダイオキシンですとか、いろいろな有害な物質はあります。これが今まで飛灰の中から、では流出しないようにだとか、あるいは飛灰に、そもそもそういう物質が入らないようにするですか、こういったことの基準は今まで環境省が持っていたものがございますので、それをあわせたものが今回の基準だということで、放射線防護の観点から言えば労基法を参考にいたしました。そして、その基準は緩めておりません。

さらに、今まで環境省がやってきた水、大気を守っていくということで、有害物質を閉じ込めるという基準がございます。これもそのまま使ってつくっているのが、今回のこの管理型処分場の中にコンクリート固化、ベントナイトなどをしたものを作らせていただきたいという基準をつくらせていただいたということでございます。

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 話の中身はわかりました。今までの管理型の最終処分場、P C Bとかいろんなものありますね、それとは放射能汚染物質は全く違います。放射性を出すから怖いのです、一緒にしないでください。全く違いますからと私は思います。

あとこの仮置き場に関しては、ぜひ今やっている仮の仮置き場の状況が、トンパックで周りを覆って、それで放射線が出ないからと言っても、避難民、町民は信用しないのです。やっぱりトンパックなんかであれば、すき間が生じるから、そこから多少は出るはずですし、よりそういうものを防護する少しでもいい方法をとっていくのが、私は国なのかなと思うのです。それを言葉でうらしていくのは、私は納得できないわけです。その辺は十分気をつけていただきたいと思います。

終わります。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川君。

○2番（早川恒久君） この焼却場、管理型処分場、そして仮置き場、こちらにつきまして先ほどの檜葉町の中間貯蔵施設と同様、低い線量地にあるのです。これ焼却場といつても、檜葉の南部衛生センターというところとの境なのです。ほとんど

富岡町にあるものですから、こういう場所の中でこれから低い線量値に関しては解除していくという方針でしようけれども、こんなところにやはり富岡の町民は帰る気はやはりないのです。やはりイメージというものがあると思うのです。高レベルであろうが、低レベルであろうが、これは富岡の町民としては関係ないことであって、やはりこういうものをこういう低線量の地域に置くということ自体が、やはり間違っていることだと思うのですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（宮本皓一君）　高山環境大臣政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、この災害廃棄物と除染廃棄物の処理のやり方に対してのこちらの図といいますか、説明に関してのことだと思いますが、実際まず災害廃棄物を処理していくときに、これは福島に限らずなのですけれども、これは宮城県においても、岩手県においても既存のものを徹底してまず利用するという計画はもちろん立てました。しかし、今回津波の被害がありましたし、地震の被害がありますので、既存のものでは全然足りないということで、今回この仮設の新設ということを今お願いしています。その際には、実際の行政のふだんの一般的ごみを集めていくルートだけではなくて、全くそれと別のところに大量にどんと出ているものがございますので、ブロックごとに近いところで処理をしていくということで、これは宮城県においても、岩手県においても市町村単位というよりは、ブロック単位で考えさせていただいております。

その考え方で、まさに今回この福島県の浜通りのところの災害廃棄物を処理すると場合にどうするかということを考えたときに、北部、南部で1カ所ずつ仮設の焼却施設をつくらせていただきたいというのが今回のこの我々のご提示です。その上で、今おっしゃいましたように、線量の高いところ、低いところというようなお話をございましたけれども、実際にこれは今回、この焼却施設が仮に稼働していた場合の話なのですけれども、その場合であっても、焼却施設から出てくる、煙からですね、さらにセシウムが出てくるとか、そういうことはありません、それはありません。だから、本当に今先生がおっしゃっていただいたように、イメージが一番かと思うのですけれども、実際上、今この警戒区域内に避難していただいているところで、その中間貯蔵施設をつくる、さらに管理型処分場も要る、さらに焼却施設も要る、

こういったことを考えた際に、この双葉の一帯としてのことを考えた場合に、こういう配置が最適ではないかというのを我々が今ご提案しているということでございます。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川君。

○2番（早川恒久君） ちょっと納得できないのですけれども、結局やはりイメージなのです。富岡町もいろんな観光スポットも今までありましたけれども、こういったものがあれば外部から来たいと思いますか、また観光地としてやっていけますか、そこなのです。そこはどのように思われますか、もうそれは復活できないということですか。

○議長（宮本皓一君） 高山君。

○環境大臣政務官（高山智司君） それは、まさにこれは岩手県、宮城県で仮設の焼却施設をつくったり、仮設の仮置き場です、こういったものをつくったり、選別場をつくるときも同じなのですけれども、実際これはこの後ずっとということではないのです。だから、仮設です。我々が早くこの災害廃棄物を処理をしていって、そして急に、要するに災害があったがために焼却施設の量がふえてしまっているわけですので、通常の量に戻せば、これはもう使わなくなる施設です、仮設のものです。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） 仮設という話ありましたけれども、仮設というのはどのぐらい予定しているのでしょうか。仮設ということは、何年かで終了する……

○環境大臣政務官（高山智司君） 焼却施設の話ですけれども、こちらのところに仮設の焼却施設の下のところにちょっと括弧で小さく書いてありますけれども、一応2年間という仮定で今我々は計画しております、焼却施設ということですね。

○2番（早川恒久君） 仮設というのは、焼却場が仮設という……

○環境大臣政務官（高山智司君） ちょっと整理していただきたいのですが、今ご質問、仮設の焼却施設をという話ではないですか。

○2番（早川恒久君） すべてに関してのことだったのですけれども、今の仮設というのは。

○環境大臣政務官（高山智司君） 焼却施設に関しては、今こちら書いていますが

一応2年の処分をしていく中でということで考えております。管理型処分場というのは、これはここが最終処分地となります。

○議長（宮本皓一君） 2番、早川恒久君。

○2番（早川恒久君） ですから、私が先ほどから申し上げたいのは、富岡町がこれからも観光地としてやっていくために、やっていこうという方針で町長も頑張つていらっしゃると思うのですけれども、それができると思いますか。最終処分場があって、観光地として外部から人が来ると思いますか、そこを聞きたいのです。

○環境大臣政務官（高山智司君） これは、最終処分場があることで特に非常に危険だということにならないように、これは我々が万全を期さなければいけないと思っております。

○2番（早川恒久君） それは、具体的にどういうことですか。

○環境大臣政務官（高山智司君） まずは、政府が責任を持ってとにかく安全性を徹底して担保するということがまず一つだと思っております。

○議長（宮本皓一君） 5番、宇佐神君。

○5番（宇佐神幸一君） 今各委員さんが言っているように、今までの形の行動が全部基本的に信用が置けない、今回富岡に、双葉郡でも中間である富岡にそのような最終処分場を持つてくるということにおいて、まず町民は帰りたい、だけれども、そういう施設がある、だから基本的に帰らないという、それを実際的に今現実、いろんな関連で出ていますけれども、だからその期間をいつなのかというのも、最終処分場はずっとですと、それでは納得できない。だから、私としては、はつきり言えば、何年間は我慢していただきたい、そのかわり管理はしますと。ただ、一応期間はわからない、最初はずっとです、だけれども、一応管理はちゃんとしますからと。その管理の原型がはつきりわかっていないことなのです。今回初めてのことであるということも踏まえていくと、どこをどうやって信用していいのですか、どこをどうやって町民がこれから、私たちは代弁者であるから、町民に対して、町民にどうやって言っていいのですかということをもっと詳しく教えていただきたい、またはもっと詳しく私たちが伝える情報を下さいと思うのです。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 高山環境大臣政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、今回この富岡町にお願いしようと思っております既存の管理型処分場ですけれども、これは冒頭も申し上げましたように、10万ベクレル以下のものをお願いしようということでございます。ですので、8,000から10万ベクレル以下というものをお願いしようということですので、低レベルのものをまずお願いするということが、まず大前提です。

○5番（宇佐神幸一君） そのことではなくて、基本的に町民の方は、議会をベクレルとかいうのではなくて、基本的に今住んでだめでしょう、そのかわり2年後になつたら必ず帰って、子供たちそこで暮らせますよというのが基本なので、できればそういうのをベクレル、どのくらい低いですということではなくて、もう少し私たちが町民に代弁できるような、はつきり言えば年数でもいいです、そういうことを教えていただくような方向はまず一番いただく、もちろんいろんな賠償もあるかもしれませんけれども、そこが今納得できない。

だからさっき言ったように、観光地である富岡を観光地に返したいのです。そうしたら何年後に返せるのですか、何年後に富岡の桜を見られるのですか、普通にいって。まず、そういう処分場を富岡につくってしまいますと、それは永久ですと言われたって納得できない。要するにこれから解除されていくと思いますが、解除されるについても、まず安全ではないから、はつきり言って行きたいけれども、常に行きたいけれども行けない、その手前に処分場があるから、そういうイメージなのですよ。それをどうやってうちらが克服していくべきですか、それを教えてください。

ただ、言われるだけは、確かに表面上は納得できるかもしれません、基本的に円卓会議でやったことは、やっぱり現場に行かないと何もわからないと思うので、さつきから言っているように、現場にちゃんとした検査をして、ちゃんとした形を、データをつくってくれて、そういう形で、あと町民に渡せるような、そのものがこの資料では出てこないと思うのです。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 答弁できますか。

○環境大臣政務官（高山智司君） わかりました。先生のおっしゃることはごもっともだと思います。町民の方にまずお示しする上での、例えば2年間で今これ除染を計画をしていく、そうなると大体予想線量このぐらいになってくるので、帰宅できる人、できない方、いろいろ選択していただける、現在は選択していただけないわけですから。その際、また将来的にはこうなりますというような、線量を下げていくほうの除染の話と、もう一つは、こちらのエコテック社のところを利用させていただいた場合に、ここからもう線量は出てきませんというようなことを我々がきちんと説明していかなければいけないというのは、先生のおっしゃるとおりだと思っております。その上で、今私先ほどからこの施設の話ばかりさせていただきましたけれども、この施設に関しては、とにかく線量が外に出ないようにすると、そして完全に管理できるということは、もう我々がある意味直接住民の方にも説明させていただきたいと思っておりますし、またモニタリングですね、この施設及びその流域から出てくるところのモニタリングは、ぜひやらせていただきたいと思います。それで、もう実際には放射能の心配はありませんということを、我々がそのデータでお示しするしかないかなというふうに思っております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 25ページつくった人にちょっと質問させてもらいたいのだけれども、選定理由を丸4つあってあえて1番、2番、3番、4番とつけるけれども、一番上の41万、12万、12万で65万、最終処分場はトンではなく立米になっているのだけれども、ちなみに今エコテックの残余容量が74万5,000立米になっているわけだが、立米当たりの比重を何ぼで計算しているのかというのが、まず第1点。

あと、現状ののり面のシート張っていると思うのだけれども、遮へいシートに張りかえして、受け入れ態勢するのか。

あとは、3番目が、福島県に確認したところ優良事業所とか管理状況と書いてあるけれども、これエコテックの管理させるのか、国で管理するのか明確でないのだけれども、文書を見る限りではエコテックが優良企業だからということから、エコテックに管理させるというとり方なんだけれども、国がどういう対応するのかということが明確でありませんので……。

それから、あと4番目、必要な場合には浸水の水処理関係、これセシウム関係は水に溶けますね、だから現実のエコテックの水処理では、100%対応できないもので、放射線の専門部分を現地に設置するような文言としてあるみたいなのだけれども、具体的にどういうものを設置してやるのか。

それと、最後に、あくまでもエコテックの許可は、最終的に県で出してるけれども、平成39年3月31日で閉鎖になるのね、そこら辺も行政処理的に国策だからといってうやむやにして引き延ばすのか、当初どおりの選定でやった39年3月31日で処分場を閉鎖してあと10年ないし20年ということになると思うのだけれども、その状態で水処理関係が全部終われば県へ許可出すのでしょうかけれども、そこら辺どういうふうな考えをしているのですか。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、これは国の施設になりますので、今既存の管理型処分場を利用させていただきたいということを言っておりますが、基本的には国が責任を持つ施設になります。ただ、今具体的にエコテック、エコテックというお話をしていましたのは、具体的な場所のほうがわかりやすいかということで、ただそういう言い方をさせていただいただけです。実際国の施設であっても、本当の国家公務員が管理をするのか、民間業者に委託をして管理をするのかという形式は2通りもちろんあるということは我々も考えております。その上で、今のトンと立米の話ですか、隔離層の話とかは、実際にちょっと企画課長のほうから説明をさせます。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君）　まず最初に、トンと立米の関係でございますけれども、今回の資料では65万トンというふうに書いておりますけれども、実際にこれを埋めるときには立米に換算をしていかなければいけないと思っております。それで、実際の比重は1を若干上回るぐらいだろうというふうに想定しておりますけれども、念のため安全側でもって比重を1というふうに仮定した場合に、65万トンは65万立米になるわけでございますので、そういう意味で現在の残存容量でもって十分に処理できる、そういうふうに考えております。

しかし、先ほど申し上げましたように、1を若干上回るということになれば、65万

立米よりも少し少なくなるということが見込まれておりますので、そういう意味で若干の安全があるのではないかなどということでございます。

それから次に、現状ののり面のことについてのご質問もございましたけれども、この点についてはエコテック社とも、これからもう少しよく相談をした上で、現状のままでいけるのか、また補強などが必要なのかというところは、これから考えていきたいというふうに思っています。必要な場合にはきちんと対応してまいりたいと思っております。

それと、水処理の関係でございます。今回この管理型処分場を使うに当たりましては、焼却灰をセメント固化するとか、またなるべく水と接触しないようにベントナイトで隔離層を設けるというようなことを行いますので、セシウムが水に溶けてこないように、そういう措置を講ずるわけでございますが、しかし万が一これが溶けてきた場合どうするのかということも考えておかなければなりません。それに関しては、水処理を行う場合にゼオライトを使えばセシウムが吸着して除去できるという、こういう調査結果もございます。ですから、そういう対応は可能と考えております。

また、この25ページの一番下の丸に書いてありますように、必要な場合には浸出水処理施設に吸着剤などを利用できる、そういう現場の状態になっているということでございますので、この吸着剤、例えばゼオライトを使いまして対応をし、安全性を確保することができると、このように考えております。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 結局は、まだはっきりした数字はつかんでいないということですね、比重にしても、遮へいの、のり面シートにしても今からの話だということですね、どうなのですか。

○廃棄物・リサイクル対策部企画課長（坂川 勉君） 今回、この施設については管理型処分場として許可を受けている施設でございますので、基本的には十分にここで安全に処理できるというふうに考えておりますけれども、ただ現場の状態については、いま一度きちんと確認をした上で、もし補強などの必要があれば、そこは対応していくと、こういう趣旨でございます。

○議長（宮本皓一君） 10番、高橋実君。

○10番（高橋 実君） 重大事案なんだから、ここに持ってくるときは、きっちりしたバックデータを確認して持ってきてもらわないと、ゼオライト入れれば、吸着が云々て言うけど吸着率何%になるの。これはあくまでも断言した言葉で話をしてもらいたい、大丈夫だと、そのほかの言葉は要らないんだ、先ほどから各議員さん話していると思うのだけれども、確定した語尾に「絶対大丈夫です」という言葉が必要なのです。だからつくった人に答弁を求める、やはり出してくるときにはしっかりしたバックデータのもとで、エコテックならエコテックとしっかりした協議をした状態で、1あるかないかとか、ちなみにセメントの比重で、どのセメント使うかわからないけど、立米当たりの比重は何ぼなの。いいです、見なくちゃわからない答弁でしょう、高山さん、しっかりしたバックデータをもとにした文書をつくり持ってきてください。

終わります。

○環境大臣政務官（高山智司君） わかりました。

○議長（宮本皓一君） そのほかありますか。

4番、安藤正純君。

○4番（安藤正純君） 先ほどの中間貯蔵施設の話と、廃棄物処理の話をちょっと混ぜて話しさせてください。今各委員からの質問で、8,000ベクレルから10万ベクレル以下は富岡の処分場と、これは最終処分場になるというお話ですよね。結局、今岩手、宮城の震災瓦れきも都道府県どこにお願いしても手を挙げるところが少ないと、放射線が含まれていなくても引き受けるところが少ないと、みんな嫌なのだまして、これ放射能を含んでいるわけだから、それで最終処分場と。最終処分場にして、それを国が責任を負うと。今までの国の責任、富岡町は原発立地町で、いろんなことを信用してやってきた、国が責任とるってこのざまだ、安全性だって責任とれないで今まで来たわけだから。それで、これ読むと、こういう施設受け入れれば、また交付金を配ると。今までの原発行政とどこが違うのか。嫌なものを引き受ければ、またお金を上げるよと、こういうことをやっているのだよ、あなた方は。

それと、10万ベクレル以上は中間貯蔵施設へ持っていくと、この中間貯蔵は30年

で県外に搬出すると。原発行政と全く同じ、というのは、今原子力発電所は発電してから40年になると。それで、高レベル放射性廃棄物の最終処分地は決まったか、まだ決まっていないのです。こんなもの引き受けるところがどこにあるのか。30年後県外に搬出するというのであれば、日本国のどこに30年後は搬出するとちゃんと明記しなさい。その程度のことしか国は今までやってきていない。そういうことはっきりさせてから、富岡町にお願いしますと、そういうふうに言ってください。自分らに都合いいことばかり東京でやってきて、それで具体化しないで、今の委員の質問と全く同じです。頭でっかちで仕事をしないで、ちゃんと現場を見て、今までやってきたことをきっちり反省して、その上で提案してちょうだい。

○議長（宮本皓一君）　高山環境大臣政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　わかりました。まず、今の中間貯蔵の最終処分地をというようなお話も当然これはいただいておりまして、我々もそこが、例えば今細野大臣がこれ中心に進めておりますけれども、細野大臣がこれかわっても、あるいは民主党政権ではなくなっても、いろんなこれ今後ありますので、その場合でもきちんと担保できるように、まずは法律や閣議決定の形で決めさせていただきたいと思っております。それは、まずどういう形で決めるかということを今検討しておりますし、実際に決めた上で受け入れの可否に関しては決めていただきたいと思っております。

その上で、あと今までの国といいますか、原子力行政に関してもそうなのですが私もいろいろな不備があったと思っております。そこは本当に我々の原子力を進めてきたという、この政府の責任はあるなというふうに思っています。実際先生今おっしゃったように、最終処分地に関してもあいまいなまま40年間進めてきたということで、今回も私たちそういうことがあってはいけないと思っていますので、今までのやり方とは違うやり方でやろうとは今努力をしているということです。今私が申し上げましたように、最終的にはとにかく法律で30年後に県外ということをちゃんと明記させていただくしかないなというふうには今思っておりますが、そこは今検討させてください。

○議長（宮本皓一君）　4番。

○4番（安藤正純君） 今政務官言つたように、法律で明記するのであれば県内の
どこと、そこまで明記してください。

○環境大臣政務官（高山智司君） はい、わかりました。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） 今の管理型の処分場の件なのですけれども、8,000ベクレルから以下は通常、10万ベクレルから、8,000ベクレル10万ということで話を何回もされているのですけれども、この10万ベクレルから8,000ベクレルの間だと、放射能の半減期はすごい短くて、すごい安全で、放射能は簡単になくなってしまうというような聞き取りができるように、最終処分場はもう永遠にそこにあるわけですよね。10万ベクレルだと安全で、10万ベクレル上だと最終処分場に持っていくという、その判定の基準がどこから出てくるのかをちょっと説明してください。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、これは先生方ご案内のように、10万ベクレル以下だから半減期が少ないとか、そういうことではありません。実際そこから出てくる放射線量は変わってくるだろうと、その放射線量をどのように閉じ込めていくかということで、その閉じ込め方ですね、管理型処分場で抑えていくのか、遮断型で抑えていくのか、そういう違いをお話をさせていただいたということで、実際にその半減期等が変わってくるということではございません。それは、もうわかった上でのご質問と思いますけれども、出てくる線量をとにかくどうやって閉じ込めるかということで、処分場の形が変わってきているということが我々が説明していることです。

○3番（遠藤一善君） 今まだ僕の質問に答えて終わり……

○環境大臣政務官（高山智司君） あとはどういう意味合い、済みません、もう一度大変恐縮ですが……

○3番（遠藤一善君） 10万ベクレルで切っている安全性、今おっしゃったように、これも2回目の質問になってしまって……今言ったように、何にも放射能の物質として変わっていないにもかかわらず、10万ベクレルで、以上は最終処分場に持っていきます、30年後に持っていきます。10万ベクレル以下のものは、もうここで管理

型で、最終的にここでずっと置いておきますという、10万ベクレルの基準値はなぜ出てきて、同じものなのになぜ出てきているのですかという……

○環境大臣政務官（高山智司君） まず、その10万ベクレルで切ったのはどういうことなのだと、10万ベクレルはどういう値なのだというお話ですけれども、そこはいろいろなことを想定しての計算です。例えばですけれども、近隣に住む方が追加的に年間1ミリ以上の被曝しないようにですとか、こういったこといろいろ考えたときに、入れるもののが何ベクレルかということの逆算しての計算の話になります。これは、いろいろなケースがあります。積みおろしをする人がどうでしょうかとか、その上で働く人がどうだとか、近隣の人だとか、そういうのを計算した上の数字というのが、まずこの10万の話です。

それと、今先生がおっしゃっていた、その説明は今かなり詳細なこと、後から担当からもし必要があればさせますけれども、今多分先生の質問のポイントは、10万以下のものはこの富岡町のところで最終処分をと、10万以上に関しては県外でというお話の切り分けは何なのだということだと思います。それに関しては、中間貯蔵施設は物すごい大量のものが入ってまいります、まず。その上で、物すごい大量のままで、やはり最終処分は面積的になかなか難しいだろうということで、それを減容化して、減容化したものを最終的には県外に運び出していこうというのが、これ我々の今の考え方です。そして、10万以下のものに関しては、実際管理型の処分場であれば処分場の外に危険性が及ばないので、もうその場で処分しようということで切り分けたというのが、この10万の境の話です。

○議長（宮本皓一君） 3番。

○3番（遠藤一善君） そういう理屈でいくと、同じように今度8,000が出てくるのですけれども、8,000ですら今問題になっているという話が出ていますが、8,000だって実は安全ではないという話が日本全国から出ているのに、なぜ10万だと安全なのかです。量が多いから最終処分場を持っていくという論理であれば、小さくして、10万ベクレル以下のものだったら、富岡につくらないということではなくて、富岡だけではなくて、全国のほかの最終処分場のところにも10万ベクレル以下のものは持つていけるという発想になりますよね。そうすれば、もっと楽になるはずなので

すけれども、何でここに集中させなければいけないのですか、その説明をお願いします。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　10万ペクレル以下、8,000から10万の指定廃棄物に関して、既存の管理型処分場で最終処分をお願いしたいということに関しては、これは福島県ということではなくて、茨城県にも、埼玉県にも、宮城県にも、岩手県にもつくるものです。それは、それぞれの県内で排出された指定廃棄物は県内で処分するという、その大原則でやらせていただいている。

○議長（宮本皓一君）　3番、遠藤君。

○3番（遠藤一善君）　2つ、今のに関連した質問でいけば、福島県で出てくる10万ペクレル以下のものと、他県で出てくる10万ペクレルのものでは量が圧倒的に違うはずなのです、同じとは到底思えないのです。思えないのであれば、きっと福島県のものもほかの県に持っていくというふうにしていただかないと、福島県だけでこれ全部やるのは不可能になると思うのです。富岡にだけ置かなければいけないというすべはないと思うのです。

それからもう一つ、これを仮にここに、エコテックに置くということで、先ほどシートの話が出ましたけれども、同じもの、同じ危険物、放射性の危険物を扱っているもので、中間貯蔵の話のときには、土地のところとか文献をやって、地盤調査までしますと言っているのにもかかわらず、なぜ最終処分のほうはそういう地盤調査とか、そういうことをしますということがここに入ってきたかったのか、同じことなのですけれども、現状どうなのだということ、同じことなのですけれども、なぜそういう調査の状況が入ってこないのか、条件選定の中に、その違いをなぜやっているのかということを、同じことなのですけれども、答えてください。

○議長（宮本皓一君）　高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君）　まず、8,000から10万の指定廃棄物に関しては、それぞれ発生した県でということで、まずこれが大原則で今他県でも進めているので、福島県で発生したものは福島県でということで、今回考えました。それで、今おっしゃいました中間貯蔵施設の場合には、先ほど我々のほうから、さらに土壤や

ボーリングなどの調査もやらせていただきたいというようなお話ししましたけれども、まず既存の管理型施設ということで、もうここに既にあるということがまずございます。その上で、だから何もやらないということではなくて、ぜひこれからきちんととした地質の調査や、また本当にこれが耐え得るものかという調査はさせていただきたいし、今回の震災の影響でどこかまた壊れている可能性ももちろんこれは否めませんので、もちろんきちんとした調査は、万全な調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本皓一君） これから12時半までの間に時間があれば、高山政務官より仮置き場についてちょっと触れたいというような話がありましたので、手短にお願いします。

12番。

○12番（塚野芳美君） 高山さん、今の話の中で、約束を担保するために閣議決定するとか、もしくは法律に書き込むとかと言っているのですけれども、去年の事故以来、被曝線量にしろ、今回の食物の放射能量にしろ、国が都合のいいように変えたのです。ですから、法律なんて勝手に先生方変えてしまうでしょう、本当に担保できるのですか。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） 法律が一番の担保だと考えております。

○議長（宮本皓一君） 12番。

○12番（塚野芳美君） そういうぶつきらぼうな答えではなくて、わざわざあえて説明したのですから、去年例えば20ミリまでいいとか、今度は5ミリだとか1ミリだとか、年間の被曝で言っているのもしかり、食物のほうも500ベクレルから今度100ベクレルとか50ベクレルとかと変えてきてているでしょう、そのように一たんそういうふうに約束しても勝手に変えるのに、あなたが今ここで約束したことが本当に今後閣議決定か、法律に書き込んだがために、本当に担保になるのですかということを聞いているのです。

○環境大臣政務官（高山智司君） それは先生、基準を私たち緩めているというよりは、むしろより厳しくしているということで、国の都合で何か緩めているという

ことでは、私はないと思っています。食品の基準ですとか、今の20ミリ、1ミリの話は、私は基準をむしろ厳しくしている話ではないかなとは思いますけれども、その話はある意味別に考えていただいて、これは法律できちんと決めることが私は一番だと思いますし、それ以上の何か担保の方法というのは、私もどうあつたらなかなか信頼関係が回復できるかということは、もちろん考えておりますけれども、今のところはやはり私は法律が一番の担保だというふうに思います。

○議長（宮本皓一君） 12番、塚野芳美君。

○12番（塚野芳美君） 根本的に言っていることが違うのです。では、食物の件はいいとしても、もともと1ミリだったでしょう、そもそもが、年間被曝は、許容が。それが都合で20に上げて、そしてまた下げてきてる、だから厳しくした、そうではないでしょう、言い方が違うのではないか。一たん上げたのですよ、勝手に。ですから、そのように変えるから、だから本当に担保できて、我々安心できるのかということを聞いているのです。開き直らないでくださいよ、そういうふうに。

○議長（宮本皓一君） 高山政務官。

○環境大臣政務官（高山智司君） 申しわけございませんでした。

○12番（塚野芳美君） そうではなくて、担保できるのかと聞いている……

○環境大臣政務官（高山智司君） これはもう法律で担保させていただこうと思っております。

○議長（宮本皓一君） ほかにありませんか。

6番。

○6番（渡辺光夫君） 6番、渡辺です。昨日も京都で大変な事故がありました。これは、事故、事件というのはいろんなことが重なって初めて事故、事件が起るのですね。この原子力の事故も、万が一も事故はないということから設定されてきた事故であって、今処分場の問題、中間処理施設の問題も政府が万全を期すということは、逆に裏を返すとクエスチョンがつくということですね。事故が起きたときに万全を期す、この期すということだけであって、何の確証もないのです、これ。ぜひそういう答えというのは、この中間処理施設について、そしてまた廃棄物処理について、この説明はわかりました。ただ、答えとしては、こういうことになりま

すから、万全であるということを答え出さない限り、我々は賛成、はい、そうですかということはできないわけです。

それと、この1、2の問題について、やはり一番考えられることは、補償問題が一番先に来なくてはいけないのでないかなと私は思います。ぜひこれと同時、並行ではなくて、補償問題を一番先やらないで、自分たちの処理問題だけを今とらえています、もちろん担当がそうだからだとは思うのですけれども、きょうはこの聞く耳は持ちはれども、ぜひ国に帰りましたならば、補償問題を一番先やるべき問題ではないのかなというふうに思います。というのは、今も全員の委員の皆さんから、議会の皆さんから話があったように、すべては大体聞いたと思いますけれども、やはりイコール補償なのです。というのは我々、政務官もふるさとあると思いますけれども、ふるさとに帰れないですよ、こんな寂しいことがありますか。それをまずやってからではないですか。私も2回ほど帰りました。もう頭が真っ白で、なぜこうなってしまうのだろうというとらえ方ですよ。ぜひ、もちろん国の機関として、これはやらなくてはいけないという問題ありますから、わかります。それ以前にやることを、まずやってください。人間がどうしてそこで生きられるかということをやらないで、処理だけの問題とんでもないですよ、これは。私は、そういう意味ではきょうの話は聞きますけれども、それ以前のことを先やってください、お願ひします。

○議長（宮本皓一君） お願いですから、答弁いいですね。

○6番（渡辺光夫君） はい、いいです。

〔「議長、7番」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 7番さん、時間が切迫していますので、この機会ですから、高山政務官より仮置き場についてちょっと触れたいという話がありますので、きょう消化不良の分はもう一度こういう全員協議会を持ちますから。

それでは、甚だ議長の進め方がまずくて時間がたつことをお許しください。

それでは、付議事件2の産業廃棄物についての件をこれで一応終わりますね。

ここで、高山政務官より仮置き場について経過報告をしたいという旨の発言の申し出がありますので、お諮りをいたします。

本日の議題にはございませんが、高山政務官より仮置き場の件について発言の申し出がありました。本件につきましては、急施の事件と認め、発言を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

なお、重ねて申し上げます。時間の関係で、本日は国の考え方を伺うにとどめ、後日日を改めて協議の場を設けていただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、仮置き場について環境大臣政務官、高山智司さんより説明を求めます。

○環境大臣政務官（高山智司君） ありがとうございます。今回富岡町におきましても、除染を進めていく上で、やはりきちんとした仮置き場の場所を確保するということが除染を速やかに進める大前提となりますので、今我々のほうでいろいろ検討いたしましたので、実際どのような検討で推計をして、またどのような広さになるかということも、今お示しをいたしたいと思いますので、では実際に推計しました関のほうから詳しく説明させていただきます。

○議長（宮本皓一君） よろしくお願ひします。

除染担当審議官。

○除染担当審議官（関 荘一郎君） 私のほうからご紹介させていただきます。

富岡町におきましても、他の町と同じようにこれから私どもで除染させていただきたいと、国の責任でと思っておりまして、除染をしますと当然大量の除去土壌等が発生いたします。私どもの推計では、約220万立米ほど発生するであろうと。これは、表土を5センチはぐという前提で計算しております、これを通常の仮置き場でありますと、フレコンバック2段積みというのが私どもの基本的な姿であろうというふうに考えてございまして、そういたしますと220万立方メートルに対応いたしますのは、110ヘクタール程度の仮置き場の広さが必要になると、このように考えております。まずは、国有林等が使えないかということで、こういうことも含

めて町の当局の方と私どもの福島再生事務所のほうでいろいろ検討させていただきまして、国有林、ただ傾斜地には置けませんので、沿岸部の国有林が大体15ヘクタール程度は活用できるのではないかなど、このように考えております。ただ、先ほどの110ヘクタールに比べましたらまだまだ足りませんので、大変恐縮でありますけれども、民有地も仮置き場として活用させていただくために地権者等にも今後ご相談させていただきたいと、このように考えておりまして、必要な仮置き場を今後確保しつつ、富岡町の除染を迅速に進めていきたいと。

もちろん仮置き場でございますので、中間貯蔵施設が完成いたしました場合には、順次仮置き場から中間貯蔵施設に搬入して、最終的には仮置き場をもとの姿に戻すと、こういうことでやっていきたいと思っております。

なお、仮置き場の管理につきましては、万全を期して、空間線量率の測定等々、十分な遮へいを行いまして、周辺に放射能が漏れるということがないような形の遮へいをやる形で仮置き場を設置、管理させていただきたいと、このように考えておりまして、詳細につきましては町の当局と私どものほうで引き続きご相談、協議をさせていただきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございました。

これで仮置き場の件を終了いたします。

ここで、町のほうからもお願いできますか。さわりだけで結構ですので。

12時半までということで切ったのは、きょう町のほうで知事との懇談会が1時から予定されております。それで、12時半までの間に区域の見直しについて町の考え方を説明したいということで、町長からもその旨の発言申し出がありましたので、お諮りをいたします。

区域の見直しの件について発言の申し出がありました。本件につきましても、急施の事件と認め、発言を許可したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

なお、重ねて申し上げます。本日の国、町からの説明は、午前中を予定していま

ですが、本件につきましても本日は町長より町の考え方を伺うにとどめ、後日日を改めて協議の場を設けていただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 異議なしと認めます。

それでは、区域見直しについて町長より説明を求めます。

町長。

○町長（遠藤勝也君） それでは、区域の見直しについての今の町の考え方の現状について報告をさせていただきます。

実は、4月の10日に平成24年度の災害対策本部会議を催しました。その内容につきましては、いろいろ今後のすべての賠償ももちろんですが、復興、さらには除染、さらには健康管理、そしてまた生活資金とか雇用とか、その他もろもろの問題の議論をしましたが、そこで区域の見直しについての町の基本的な考え方、いろいろと関係担当の課長等々とも議論、継承をしたわけでございますが、結論的には皆さん先ほどいろいろ意見が出された、原則はやはり賠償、財物補償、これについては町内一律、公平というものを原則をきちっとしない限りは、区域のいわゆる線引きはできないということに相なったわけであります。

これについては、私ども単独で3月8日あるいは3月14日と関係大臣、さらには文部科学省の賠償紛争審査会の事務局の局長ほか担当の職員にも、いわゆる原賠審の指針が3月16日に出る前に、これについては厳しく、賠償問題については一律を図るべきだということを申し上げてきました。しかしながら、3月16日の指針の内容については非常に抽象的で、しかもいわゆる帰還困難区域と居住制限区域、あるいは解除の準備区域等々についての差が出ているということについては、まことに遺憾でございます。

したがいまして、我が町としての基本的な機関の決定というか、我々の意見が集約したものについては、今のところ国のはうの区域の見直しについては、我々は納得いかないと。町は町として一律の賠償を前提条件の中で線引きについては検証するということに相なったわけでございます。さらに、附帯条件としまして、もしこれが隣の檜葉町とは、これは一つの区域見直しに該当する、解除準備区域ですか、

一緒になって、それが警戒区域がそこから解除になって、富岡町の境に移行するということになると、これは警戒区域そのものがまさに何の安全の担保はありません。防災の問題、治安、その他いろいろな問題についての対応はできないということで混乱が生じます。したがいまして、これについては今までどおりの警戒区域の線引きは現状を守っていただかないと、我々の安全を守れないというものの附帯条件をつけて、今回私どもは一応意見の集約をしたところでございまして、それについても今まで2回ほど国の経済産業省の富田審議官ほか、関係の主要な職員が来て、2回ほどいろいろ説明を受けながら協議しましたが、次の機会が当然あると思いますが、そのときには当然私の考え方については、こういう基本的な考え方で臨みたいと思っていますので、どうかご理解いただきたいと思います。

なお、きょうは時間の関係で皆さんとその後の問題等々も協議できなくて申しわけなかったのですが、さっき議長から話ありますとおり、知事と富岡町との意見交換がございます。そういう意味で、ちょっと申しわけございません。次回の全協の中でしっかりと皆さんのご意見をいただきながら、すり合わせして、議会のご意見を尊重しながら、町の対応を今後決めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（宮本皓一君）　ありがとうございました。

これで区域の見直しの件を終了いたします。

町執行部の皆さん、環境省の皆さん、傍聴者の皆さん、退席していただきます。お疲れさまでした。

なお、午後1時半まで休憩します。

休　議　　(午後　零時28分)

再　開　　(午後　1時14分)

○議長（宮本皓一君）　富岡町議会特別委員会設置（案）についての件を議題いたします。

事務局長から説明させます。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） 皆様のお手元に、富岡町議会特別委員会の設置（案）についてということで資料のほうを配付させていただいておりますが、ごらんいただきたいと思います。

まず、特別委員会の設置の件でございますが、過日4月4日に全員協議会において、初議会の際の全協におきまして、特別委員会の設置について提案させていただき、承認していただきました。その結果、特別委員会、議会報編集特別委員会については、決議いただいたところでございます。富岡町復興に関する特別委員会と原子力発電所に関する特別委員会につきましては、保留とさせていただいたところでございます。

その2件の保留の理由でございますが、「復興」並びに「原子力発電所」の両特別委員会は関連性が高いため、集約した特別委員会の設置が望ましい。また、特別委員会の設置数がふえるだけであり、効率を高めるべきとの意見がございました。

それと、もう一点でございますが、「復興」と「原子力発電所」は別に設置し、議会として特化して取り組むべきであるというご意見をいただきました。

それで、郡内の町村の動向、ちょっと確認させていただきました結果、表のとおりでございまして、広野町議会では東日本大震災災害復興に関する特別委員会、議長を除く全議員が対象になっております。楢葉町におきましては、東日本大震災並びに原子力災害に関する特別委員会、これもまた議長を除く全議員でございます。大熊町議会でございますが、災害復興対策特別委員会、これも議長を除く全議員でございます。浪江町議会でございますが、災害対策特別委員会、議長を除く全議員19名でございます。

なお、米印でございますが、楢葉町議会におきましては、原子力発電所安全対策常任委員会、6人構成で組織してございます。また、浪江町議会におきましては、21年の5月8日に設置した原子力発電所に関する特別委員会、これ8名での構成でございますが、ただいま進めているところでございます。

次に、裏面をごらんいただきたいと思います。特別委員会の設置（案）でございますが、事務局としましては、前記の1、2を踏まえた結果、「町の復旧復興には、

東日本大震災及び原子力事故に係るすべての事故が綿密に関連する」ことから、損害賠償や除染、健康管理、雇用など多くの問題を議論すべき特別委員会、1つの設置を提案いたします。

決議後は、発議によりまして議会運営委員会委員長の発議者としまして、賛同者が委員という内容でございます。一番下になりますが、目的でございます。東日本大震災並びに原子力発電所事故に関する審査という目的を打ち出してございます。なお、委員の定数は議長を除く13名でございます。審査の期限としましては、時期定例会会期中までとすると。ただし、その後継続して審査する必要がある場合は、継続審査の申し出によるものとするという内容でございます。

最後でございますが、その他で、従来災害対策本部業務の執行状況調査を全員協議会にて行いましたが、上記特別委員会設置することで、特別委員会で審査を行うことになります。なお、今後予想されます機構改革によっては、再度審査事項に変更が生じることをあらかじめご了承いただきたいという内容でございます。

よろしくご協議のほうをお願い申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 事務局長の説明が終わりました。

事務局からの特別委員会の設置（案）は、町の復旧復興には、東日本大震災、地震、津波もそうですね、及び原子力発電所事故にかかるすべての事項が綿密に関連することから、損害賠償や除染、健康管理、雇用など多くの問題を議論する特別委員会一つを設置して審査する提案であります。この提案について各議員のご意見を承りたいと思います。ありませんか。

11番、渡辺三男君。

○11番（渡辺三男君） 今事務局長から説明あった、議長が言ったようなことで私はいいと思うのですが、2点ほどちょっとお聞かせください。

今までそうでしたが、この1ページ目に出でてきている広野さん、榎葉さん、大熊、浪江と、議長を除くということでやっていますが、私はあえて議長を除く必要はないのかなと。議長はオブザーバーで参加できますよということだけですから、オブザーバーになればやっぱり発言も若干控えなければならない状況も生まれるかと思うので、全員なら全員でやったほうがいいのかなと思うのです。その辺のちょ

つとこの区分け、まだ詳しくわかれば教えてください。

あと裏にいって、発議で案として出ていますが、「東日本大震災並びに原子力発電所事故」となっていますが、これだと事故に関してしかやれないと思いますので、今は事故のことがメインになっていますが、2年後、3年後は通常の原子力発電所の関係も出てくる可能性はありますよね。そういうことで、「事故」と入れないで、発電所ということで入れて、事故もできますよというような内容にすれば、まだ幅広くなるのかなと思いますので、どうでしょうね。

○議長（宮本皓一君） それでは、事務局長。

○事務局長（角 政実君） 私もただいま議員おっしゃったとおりでよろしいかと思います。その辺を皆さんでご協議いただければありがたいのかなというふうに考えます。

○議長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） これ話さかのばると、実は十五、六年前に、第二原発の3号炉の再循環ポンプが崩落したときに、急遽つくったのです。富岡町は原子力発電所に関する特別委員会というものを設置して、楳葉も同調するかと思ったら、楳葉はなかなかつくらなかつた。当時は、富岡町1カ所でやつたのです。それは、楳葉は、では楳葉の総務常任委員会に任せようかとか、大熊も同じ、双葉も同じだったのです。それが何年かたつて、4町同じ協議会、4町一緒に発電所に関する特別委員会を設置して、4町での協議会をつくつていったという経緯があるのです。だから、私もこれを見ていますと、事務局長の提案、あるいは11番の渡辺議員の言っていることは、まさにまったくそのとおりだと思うので、私はこれでいいのかなと、こう思いますので、2本つくつても、やはりやることは同じなので、私は1つの、大熊議会あたりの災害復興に対する特別委員会という名称で、それに議長も含めて全員でやるということではいかがかなと、こう思うのです。

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

ほかに。

5番、宇佐神君。

○5番（宇佐神幸一君） 私は、逆に1つにまとめるのもいいかと思うのですが、

先ほどの午前中のあのような事項とか、いっぱいこれから課題が出てくると思いますので、やっぱりそういう意味では復興と原子力発電所の問題は、別に委員会をつくっていただいたほうがいいかと思います。まして私たち、私どももそうなのですが、議会に初めて入ってきた人間としては、できるだけいろんな認識を持ちたいという考えが、できれば細かくできるような2つの委員会につくられたほうがいいのではないかと思います。

以上です。

○議長（宮本皓一君） 13番。

○13番（三瓶一郎君） この復興に関する特別委員会は、昨年もあったのですけれども、これは1回しかやっていないのです、1回だけなのですね。だから、私は数多くつくるよりも、一本化でしたほうがいいと、私はこのように思うのです。

○議長（宮本皓一君） それでは、休議します。

休 議 （午後 1時25分）

再 開 （午後 1時27分）

○議長（宮本皓一君） それでは、再開して、今1つでこのような……

12番。

○12番（塙野芳美君） 4町協議会との関係もすると、私はやっぱり2つに分けるべきだと思うのです。檜葉も、浪江もつくるわけですよね。浪江は4町協議会に關係ないけれども、過去に私も何回か原発のほうやらせてもらったのですけれども、変わってしまうと何か4町の協議会のときに結構不都合があるのです。ですから、やっぱり特別委員会は特別委員会、今度定款も変えなければいけないのです、幹事会の。ですから、確かに1つにまとめるというのも一つの方法でしょうけれども、あっちの定款まで変えなければいけないのです。特別委員会をもって構成するうたっているのです。だから、どっちが正しいではないのだけれども、その関係もする考え方だと、私は2つつくったほうがいいのかなと思うのです。

[「休議のほうがいい」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 休議します。

休 議 (午後 1時28分)

再 開 (午後 1時44分)

○議長（宮本皓一君） それでは、再開します。

2つにするか、それとも一本にするかということで、今皆さんのお意見を聞いたわけですが、なかなか答えがまとまりませんので……

10番。

○10番（高橋 実君） この件についてを全協でやっていると、結果的に特別委員会とか委員会と違って、のつかってこないんだよ。それも気にしなくてはならない、町民に対して。だから、やっぱり委員会をつくって、幅広く周知させるにはこの組織をつくらないと全協は表面に出てこないから。そこをよく議長のほうから新しい人たちにも内容的な話をしてください。

○議長（宮本皓一君） では、皆さんにお諮りを申し上げます。

この復興に関する特別委員会と原子力発電所に関する特別委員会、2つをつくったほうがいいと思う方、挙手を願います。

〔何事か言う人あり〕

○11番（渡辺三男君） できるなら、一本でいくべって同じ質問だと思うのだけれども、この原子力特別委員会のほう、執行側に来たやつで、すべて網羅されるのであれば、サミットも網羅されるのであれば、私は一本でいいのかなと。サミットが網羅されないとすれば、これは参加しないというわけにはいかないでどうから網羅されますか、サミットに……

○議長（宮本皓一君） では、ちょっと休議して……

休 議 (午後 1時47分)

再 開 (午後 1時52分)

○議長（宮本皓一君） 再開します。

その他の案件で、皆さんに協議していただかなければならぬものが、2件あります。

事務局長。

○事務局長（角 政実君） それでは、私のほうからその他の案件としてご協議いただきたい事項でございます、申し上げます。

1点目は、皆さんの作業着の件でございます。ただいま継続議員の皆さんは、冬、春ですか、の作業着をお持ちなのですが、新人の議員の皆さんはまだ手配してございません。こういう状況の中、作業着を全員また新たに用意するのか、それとも新人議員の皆さん分だけ用意させていただくのか、その辺をちょっとご協議いただければありがたいのかなと思っております。

もう一点でございますが、皆さんの報酬の削減の件でございます。一応前回までは时限立法ですか、で20%削減ということで実施させていただきましたが、今後どのような進め方をしていくのか、ちょっとご協議いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願ひします。

○議長（宮本皓一君） 今事務局長から説明がありました。作業服の件については、現在再選された方々はお持ちの作業服をそのまま使用していただいて、それと同じものを新議員さんには新調するということでおいかがですか。

3番。

○3番（遠藤一善君） 別に新しくなくてもいいのですが。

○議長（宮本皓一君） 休議します。

休 議 (午後 1時55分)

再 開 (午後 1時56分)

○議長（宮本皓一君） では、再開します。

作業服の件については、そのような方向で決定したいと思います。よろしくお願ひします。

それから、その他の2番目ですが、報酬の削減について、これは今まで再選された議員さんについては、1年間ずつの时限立法で20%削減していたわけですが、今回執行部の特別職については20%削減していますので、議会でもそれに右倣えとい

うか、同じような方向で進めたいと考えているのですが、いかがでしょうか。これについてはご意見をいただきたいと思います。

13番。

○13番（三瓶一郎君） 昨年20%減というのは、3月30日までですから、20%減をご勘弁いただきたいという議長の提案だったのです。だから、一応3月30日でそれは終わっているわけですね。だから、それをもとに戻した上で、また20%削減するというのならわかるのですけれども。

○議長（宮本皓一君） 時限立法で、3月30日で私どもの任期満了で、それは終わっていますので、あとは皆さんには、条例で定めている金額がもう4月からはそのようになっています。それをこれからまた3月31日の時限立法で……

〔何事か言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） 3月31日までの時限立法で、そのようにしたいと思いますが、皆さんからご意見があれば。

13番。

○13番（三瓶一郎君） 議長の腹案は持ち合わせていればお知らせいただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） 議長の腹案なんていうのは特別考えていないのだけれども、事実執行部のほうの特別職にあっては、もう既に20%削減していますから、それを私どもの議員でもそういうふうにしていきたいという……

13番。

○13番（三瓶一郎君） あのとき議長の提案で、真剣な協議したわけではなくて、20%ぐらいでみんな3月までだから、それでおさめてくれというような簡単な話でこうなったわけですね。決して真剣な議論をしたわけではない。真剣に……

○議長（宮本皓一君） このことについては、皆さんからご同意をいただいた上で、議会運営委員会のほうで発議という形で提案したいと考えておりますので、皆さんからご賛同いただきたいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ありがとうございます。

それでは、これを議会運営委員会のほうから発議という形で、この後臨時会あるいは定例議会の議会開催中に提案したいと思います。ありがとうございました。

〔「臨時会になじむのか」と言う人あり〕

○事務局長（角 政実君） 私は、一応別な案件があつて臨時議会を開いた際、それに便乗するという考え方でよろしいのかなというふうには思っていました。ちょっと勉強させて……

○議長（宮本皓一君） 11番。

○11番（渡辺三男君） 臨時議会でちゃんと提案すれば、それで通る話であつて、6月定例会ですればさかのばつて4月から遡及するのか、その辺の考えだけだと思います。だから、決めた時点から報酬20%削減できますけどそれをあえて6月まで持っていくのか、それとも何か臨時議会あるときに、それも一緒にのせていくか、だけの話だと思います。

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） 先ほどの特別委員会の件で、議員必携及び県の議長会のほうに確認させていただきました。

まず、連合の話させていただきます。2つの委員会を設置して連合でどうかという話をしたのですが、それは規則といいますか、書類上特に問題はないということなのですが、ただ同じ13人の連合でやるのはちょっと今まで聞いたことがないと。7人と7人で連合でやりましょうとあるのですが、同じメンバーで協議するのであれば、1つの特別委員会でもいいのではないかというのがまず、ただできないことはないというふうなことが、まず1点と、それから名称です、特別委員会設置するときの名称なのですが、例えば東日本大震災と原発の2つ並んでいますが、片方の原子力発電所等に関する特別委員会の設置で名前を決めて、目的で東日本大震災とかというのをちゃんと明記しておけば、特に原発の委員会だけで事足りるのではないかというアドバイスをいただきました。

○議長（宮本皓一君） 先ほどの議題の、今庶務係長のほうから説明がありましたので、ご意見を承ります。

11番。

○11番（渡辺三男君） 今係長の言うとおりで、私思うのですが、最初私が質問した内容に沿ったのかなと思うのですが、最初私言ったのは、議長を除くと、あえて除く必要はないでしょうと。14名全員でやつたらいかがですかと冒頭で言っていますので、そういうことです。

○議長（宮本皓一君） 庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） 議長を除く点なのですが、特別委員会の議長の命によって設置されることですので、議長は入らないということです。ですので、ほかの町村の議会での特別委員会などに議長は必ず外れているというのが現状でございます。

○議長（宮本皓一君） それでは、先ほどの問題ですが、これを2つを1つにまとめて、それで議長を除く13人で編成するということでおろしいですか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） これも後日、臨時会あるいは定例議会が設けられる時点に議会運営委員会のほうから発議ということで提案させていただきます。そのようにさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、きょう皆さんにお諮りした案件はすべて……

[「議長」と言う人あり]

○議長（宮本皓一君） 局長。

○事務局長（角政実君） 濟みません、本当にお疲れのところ。

きょう、皆さんのお手元に封筒に資料等ちょっと封入させていただきました。その件につきまして、ちょっと私のほうからご報告させていただきます。

まず1点目は、一昨日議会報特別委員会が開催されまして、その会議の結果を踏まえての連絡事項を入れておきました。ご確認いただきたいと思います。

もう一点は、富岡町議会に係る緊急連絡網同封してございます。

もう一点でございます。富岡町議会関係の4月の予定表を同封させていただいております。

最後でございます。全国町村議会議長会編集の議員必携、これもお手元のほうにお配りさせていただきました。これについてご活用いただければありがたいと思い

ます。

最後に、確認事項でございます。前にもご注文させていただいたのですが、議事六法と会議ノート、これのご注文ちょっと確認させていただきたいと思いまして、副議長からちょっと確認させていただいてよろしいですか、議事六法と会議ノート、要るか要らないか……

○1番（山本育男君） 私、要らないです。

○2番（早川恒久君） 議事六法だけ。

○3番（遠藤一善君） 両方。

○4番（安藤正純君） 両方。

○5番（宇佐神幸一君） 議事六法だけ。

○事務局長（角政実君） 渡辺光夫議員は聞きましたので。

○7番（渡辺英博君） どっちも要らない。

○8番（高野泰君） 要らない。

○10番（高橋実君） 要らない。

○事務局長（角政実君） 渡辺三男議員は聞きましたので。

○12番（塚野芳美君） 要らない。

○事務局長（角政実君） ありがとうございました。一応確認できました。

以上でございます。

○議長（宮本皓一君） 事務局からのその他は終わりました。

皆さんからその他ありませんか。

13番。

○13番（三瓶一郎君） もう終わるのですけれども、議長にけさお話ししたクールビズの件を説明していただきたいと思います。

○議長（宮本皓一君） これについては、事務局長ちょっと説明してください。

○事務局長（角政実君） クールビズという言葉、本当に久しぶりに聞いたものですから戸惑っておりますが、実は6月に入りますと我々町職員のほうもクールビズということでノーネクタイの対応をさせていただいております。その辺で、町のほうに合わせた形で議員の皆様にもクールビズ扱いしていただければありがたいの

かなというふうに考えておりますが、協議いただきたい。

○議長（宮本皓一君） 6月1日の定例議会以前にある委員会とか、そういうものについてもクールビズで結構です。9月の末日まで。

○13番（三瓶一郎君） それは、9月の定例議会までですか。

○議長（宮本皓一君） 9月の末日まで。

そのほかありませんか。

庶務係長。

○庶務係長（原田徳仁君） 終わりに申し上げたいのですが、議会報編集委員会の招集日程で、17日という説明ありますて、正式には19日でございます。ですので、深くおわびを申し上げます。

○議長（宮本皓一君） 今の期日の変更、わかりましたね。

そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宮本皓一君） ないようですので、以上をもちまして本日の全員協議会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 (午後 2時08分)